

令和5年  
第3回定例会  
会議録

令和5年9月7日

令和5年第3回 江差町議会定例会  
(第1号)

◎ 期日及び場所

令和5年9月7日(木) 午前10時00分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

- |        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程第 2  | 会期の決定<br>〔議長 諸般の報告〕                        |
| 日程第 3  | 閉会中の継続調査の申し出について<br>〔町長 行政報告〕              |
| 日程第 4  | 一般質問                                       |
| 日程第 5  | 報告第 1号 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率について            |
| 日程第 6  | 認定第 1号 令和4年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第 7  | 認定第 2号 令和4年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 8  | 認定第 3号 令和4年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 9  | 認定第 4号 令和4年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第 10 | 認定第 5号 令和4年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第 11 | 認定第 6号 令和4年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 認定第 7号 令和4年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第 13 | 認定第 8号 令和4年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 日程第 14 | 認定第 9号 令和4年度江差町水道事業会計決算の認定について             |
| 日程第 15 | 議案第 1号 江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について           |
| 日程第 16 | 議案第 2号 令和5年度江差町財政調整基金の処分について               |
| 日程第 17 | 議案第 3号 令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)について           |
| 日程第 18 | 議案第 4号 令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について       |
| 日程第 19 | 議案第 5号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について             |
| 日程第 20 | 同意第 1号 教育委員会委員の任命について                      |
| 日程第 21 | 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について                |

日程第 2 2	発議第 1 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 2 3	発議第 2 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
日程第 2 4	発議第 3 号	現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について
日程第 2 5	発議第 4 号	地域公共交通に関する事務調査について
日程第 2 6	発議第 5 号	親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査について

### ◎ 会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
	[議長 諸般の報告]	
日程第 3	閉会中の継続調査の申し出について	
	[町長 行政報告]	
日程第 4	一般質問	
日程第 5	報告第 1 号	令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 6	認定第 1 号	令和 4 年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	認定第 2 号	令和 4 年度江差町国民健康保険費特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8	認定第 3 号	令和 4 年度江差町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 9	認定第 4 号	令和 4 年度江差町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 0	認定第 5 号	令和 4 年度江差町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 1	認定第 6 号	令和 4 年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 2	認定第 7 号	令和 4 年度江差町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 3	認定第 8 号	令和 4 年度江差町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 4	認定第 9 号	令和 4 年度江差町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 5	議案第 1 号	江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 2 号	令和 5 年度江差町財政調整基金の処分について
日程第 1 7	議案第 3 号	令和 5 年度江差町一般会計補正予算 (第 7 号) について
日程第 1 8	議案第 4 号	令和 5 年度江差町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

日程第19	議案第5号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第20	同意第1号	教育委員会委員の任命について
日程第21	同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第22	発議第1号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業 施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第23	発議第2号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出 について
日程第24	発議第3号	現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出について
日程第25	発議第4号	地域公共交通に関する事務調査について
日程第26	発議第5号	親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査につ いて

◎ 出席議員（12名）

議		長	萩	原	徹
副	議	長	塚	本	眞
議		員	打	越	東
	〃		飯	田	隆
	〃		小	野	寺
	〃		室	井	正
	〃		小	梅	洋
	〃		西	海	谷
	〃		出	崎	太
	〃		田	畑	豊
	〃		大	門	和
	〃		増	永	一
					彦

◎ 出席説明者

町		長	照	井	誉	之	介
副	町	長	田	畑			明
教	育	長	出	崎	雄		司
総	務	長	岸	田	礼		治
まちづくり	推進	長	尾	山			徹
財	政	長	長	尾	恵		一
税	務	長	西	海	谷		靖
町	民	長	畑		竜		哉
健	康	長	白	鳥	智		子
健	康	参	若	狭			巧
産	業	長	竹	内			強
追	分	長	国	仙	敏		孝
建	設	長	岸	田	雄		治
高	齢	長	畑		明		日
出	納	長	岸	田	真		由
学	校	長	宮	津	宗		介
社	会	長	安	田	克		臣
総	務	幹	森		直		彦
まちづくり	推進	幹	秋	山	悦		子
産	業	幹	若	山	三		千
産	業	幹	布	施	順		司

(議会事務局)

局  
書

長  
記

梅 川 年 代  
三 宮 弘 之

※ベルが鳴る

(議長)

ただ今の出席議員数は、12名です。  
定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。  
ただ今から、令和5年第3回江差町議会定例会を開会します。

(議長)

本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。  
会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、3番田畑議員、4番出崎議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。  
今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

(議長)

室井委員長。

「室井委員長」

こっちですか。

(議長)

お願い致します。

「室井委員長」(委員会報告)

おはようございます。(「おはようございます」の声)

議会運営委員会から報告を致します。

1、委員会の開催状況について。当委員会は、8月23日、30日の2日間委員会を開催し、町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けるなど、日程及び運営について協議致しました。

2、今定例会の議案、一般質問等について。今定例会には、江差町スポーツ施設条例の

一部を改正する条例をはじめ、5件の議案が提出されている他、報告1件、認定9件、同意2件、議員発議5件、一般質問は8名の通告でございます。

詳細については、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。

3、よって会期の日程については、議案審議内容などの観点から、会期日程を本日9月7日の1日間とすることと致しました。

4、一般質問等について。これまでと同様に一問一答方式とし、質問の回数は、再再質問まで認められております。質問時間については、従来どおり答弁を含め60分の時間制とし、質問答弁については、議員は1回目の質問から自席で、理事者は1回目の答弁は演壇により行い、再質問以降は、自席で行うことと致します。

町理事者の反問権については、従来どおりでございます。

以上、議会運営委員会において、協議した結果をご報告致します。

**(議長)**

以上で、報告が終わりました。

**(議長)**

お諮り致します。

今定例会の会期及び議会運営については、委員長報告のとおりにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期については、本日1日と致します。

一般質問については、一問一答方式とし、議員の質問は自席で行うものとし、理事者側の答弁は、1回目は演壇で、2回目以降は、自席で行うことと致します。

質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこととします。

また、理事者においては、議員からの質問に対して議長の許可を得て反問出来ることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定致しました。

また、議場内の換気のため出入り口のドアを開口しますので、ご協力をお願い致します。

**(議長)**

次に、議長からの諸般の報告を致します。

報告内容は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。



(議長)

日程第3、閉会中の継続調査の申し出についてを議題と致します。

議会運営委員会、各常任委員会及び議会広報特別委員会から会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

(議長)

お諮り致します。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

「町長」(行政報告)

はじめに、地域還元金の受領についてご報告申し上げます。

当町とサツドラホールディングス株式会社 代表取締役社長 富山浩樹様の包括連携協定事業の一環として実施している江差EZOCAについて、サツドラ店舗でお買い物をした購入額の一定率を、地域還元金として江差町へご寄附頂くこととなっております。

同社より一年分の還元金として、去る8月10日、835,381円の贈呈がございました。贈呈されました還元金につきましては、前回と同様に地域経済活動の循環に再び活用されるよう、町が行う特定健診へ受診された方や介護予防教室などへの参加者に対してポイントを付与するなど、地域の活性化へ繋がる活用を図って参ります。

以上、贈呈がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めて地域活性化に対するご厚志に厚くお礼申し上げます。

次に、寄附採納についてご報告申し上げます。

令和5年7月10日、江差町防火管理者協会会長 斉藤繁憲様よりポータブル蓄電池3台のご寄贈がありました。同協会は令和4年12月をもって設立30周年となりました。設立30周年を迎えられたのは、協会の事業を支える町民の皆さまのご協力によるものとして、感謝の意を表するとともに、災害時に役立てて欲しいという趣旨から、ご寄贈の申出があったものでございます。

ご寄贈いただいたポータブル蓄電池は災害発生時に避難所などで停電対策として活用さ

せて頂きます。

次に、令和5年7月25日、江差町字水堀町6番地2、合同会社 ユーラス江差風力代表社員 株式会社ユーラスエナジーホールディングス職務執行者 佐々木則彦様より、現金160万円のご寄附がございました。同社は、各発電所がある全国の自治体に地域振興のためにと寄附を行っており、当町も平成27年度から毎年ご寄附を頂き、学校図書をはじめ、学習支援用スキー用具整備など、町備品の充実化に充てさせて頂いているものがございます。

ご寄附の使途につきましては、スポーツ少年団及びスポーツ協会の活動支援に活用させて頂きたく、今議会において補正予算案として上程させて頂いております。

次に、令和5年7月25日、江差町字姥神町在住の棚橋健蔵様より、歴史の伝承と日本遺産継続活動支援のためにと、ご自身が制作された全長2.8メートルの北前船木造模型のご寄贈がございました。

ご寄贈頂きました模型につきましては、早速、江差町役場町民談話ホールに展示させて頂いたところです。

次に、令和5年7月25日、東京都在住の棚橋荘七様より、ふるさと応援のためにと、ご自身が制作された江差の夕陽をモチーフに描かれた木版画、タイトル遠い日のご寄贈がございました。

ご寄贈いただきました木版画につきましては、早速、町民談話ホールに展示させて頂いたところです。

最後に、令和5年8月4日、江差町字砂川93番地2、株式会社 高木住設 代表取締役 高木幸一様より、地域コミュニティの向上のためにと対鷗館にエアコン1台をご寄贈頂いた上、設置に係る配管工事並びに電気工事も併せて行って頂きました。

姥神大神宮渡御祭の祭囃子の練習で利用する子供達等の熱中症対策や施設そのものの環境向上につながればと考え、対鷗館にエアコンをご寄贈されたものです。今年の夏においては、暑い日が長く続いていることから、子どもたちや定期利用する団体の皆様の快適な利用につながっていると同時に、施設機能の向上が図られ深く感謝致します。

以上、ご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼を申し上げます。

#### (議長)

以上で、行政報告を終わります。

#### (議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり8名の議員から通告がありました。

通告順に従って順次これを許可致します。

まず、塚本議員の発言を許可します。

「塚本議員」

はい。議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

本定例会、私から2問の質問をさせていただきます。

まず第1問ですが、今年になってからヒグマの市街地や道路への出没が増え、特に7月からの出没が増加、8月に入ってから、毎日のように家庭菜園などでの食害や、そういう被害が寄せられているところであります。

道、檜山振興局では、8月3日から町全域に出ているヒグマ注意報の期間を1か月延長しました。道内で出されているヒグマ注意報は、現在、道庁全域と野幌森林公園とその周辺2か所のみであります。

町では、吹鳴装置や町のLINEによる出没情報の提供で注意を促しておりますが、これらの対策だけでは人的被害を未然に防ぐには、限界があると考えております。

これまでに町として、捕獲の檻の導入や狩猟免許の取得支援など行っております。私自身も江差町の鳥獣被害対策実施隊員に委嘱され活動しておりますが、狩猟免許の取得者が余りにも少なすぎることから、今後、これらの対策において、町では新たな次元での対策が必要と考えますが、如何ですか。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の1問目、有害鳥獣対策、特にヒグマ対策についてのご質問にお答えを致します。

塚本議員もご指摘のとおり、例年に比べヒグマの情報が多く寄せられております。過去4年間のヒグマの目撃、食害等の被害件数の平均は年18件程度に対し、今年度は、8月31日現在で目撃19件、食害19件、痕跡6件で合計44件の情報が寄せられております。

対策として、塚本議員がおっしゃられましたとおり、吹鳴装置や町の公式LINEでの周知のほか、出没箇所への看板設置、教育委員会を通じて各学校から児童生徒保護者への周知、町内会と連携しチラシ配布、警察や消防による近隣住宅への広報活動などの注意喚起を実施して参りました。

さて、狩猟免許の取得者でございますが、令和4年度末で5名の方を実施隊員に委嘱しており、今年度に入り新たに1名が確保され、計6名の方々を実施隊員として委嘱しております。

また、猟銃の狩猟免許取得者を実施隊員に委嘱する上で、猟銃所持許可の取得も必要となりますが、猟銃所持については自宅に猟銃を保管しなければならない等、抵抗感がある方もそれなりにいると伺っていることもあり、なかなか確保が難しい現状にあります。

新たな次元での対策ということでございますが、狩猟免許試験については、例年7月頃に檜山振興局が主催し実施しておりますが、当町からの依頼により、今年度は2月にも追加して狩猟免許試験の開催をお願いし、実施する運びとなりました。

また、農業者や森林に出入りすることが多い林業関係団体、測量会社への周知、更には、近隣町との広域的連携も視野に猟友会江差支部とも情報共有をしながら、実施隊員の確保に向け取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

**(議長)**

塚本議員。

**「塚本議員」**

この課題については、一気に解決するようなことがなかなか難しいので、長いスパンで引き続きの対策をお願いするところであります。

続いて、2問目に入らせて頂きます。

高齢者施設の業務継続計画（BCP）等についてであります。日本では、もう毎年のように雨等の災害で、災害に見舞われております。この江差町もいつそのような災害に見舞われるかという部分では、昨年の大雨等に非常に危惧されるところでありますが、介護が必要な利用者が暮らす高齢者施設では、豪雨や地震で被害を受けてもサービスを提供し続ける必要があります。

国は全ての施設、事業所に非常時の業務継続計画（BCP）を来年の3月までに策定するよう義務づけております。江差町においても多くの高齢者施設を抱えており、これらの計画の進捗状況をお伺い致します。

入居者の非難には、人出がいます。避難所の職員の確保について、BCPでしっかり計画しておくことが重要であります。

また、災害時に介護サービスを利用している高齢者の個別避難計画が重要と考えられます。現時点でどの程度策定されているのかをお伺い致します。

**(議長)**

町長。

**「町長」**

塚本議員の2問目、高齢者施設における業務継続計画BCPに関するご質問にお答えを致します。

自然災害等が発生しても介護サービスを継続するための業務継続計画BCPの策定の

進捗状況と、介護サービスを利用している高齢者の個別避難計画の策定状況についてのお尋ねでございました。

業務継続計画BCPにつきましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るため、令和3年度介護保険制度報酬改定の際、3年間の経過措置が設けられ、令和6年4月には、施設、在宅すべての介護サービス事業所が業務改善計画を策定することとされました。

当町においても5か所の介護保険施設、12か所の在宅介護事業者、介護保険施設外の高齢者施設が策定を手掛けているところでございます。

また、土砂、洪水、津波の災害リスクが高い地域にある施設につきましては、既にリスクごとの計画も策定されており、避難訓練も実施している施設もございます。

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。災害時、必要なサービスを継続的に提供できる体制の構築に向けて、業務継続計画の策定が成されるよう、引き続き介護保険施設や事業所に対しまして、必要な情報提供等行って参りたいと考えております。

続いて、個別避難計画に関するご質問です。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、心身の状況など災害時の被災リスクを検討し、優先度が高いと判断する避難行動要支援者については、5年程度で個別避難計画を作成することが求められております。これらの状況を踏まえまして、町では、昨年度試行的に町内会と連携し、1件の個別避難計画を作成したところでございます。

今年度、北海道と連携して取り組む個別避難計画作成モデル事業に応募した結果、本年6月に採択されましたことから事業に着手し、当町の個別避難計画の作成体制の確立を目指すこととしております。

現在、防災、高齢者、福祉、健康に関わる町の担当者と道庁の危機管理担当者を交えて協議を進めており、町内会、自治会、民生委員、児童委員に加え、医療や介護などの専門職との連携や要支援者との関わりなどを通じ、年度末までに医療や介護などの専門的知識が必要な要支援者の個別避難計画を優先的に作成し、これらの取組を発展させながら、避難行動要支援者の避難の実効性の確保を図って参りたいと考えております。

**(議長)**

塚本議員。

**「塚本議員」**

ただ今、町長から説明がありましたが、これらの計画については、形だけの計画でなく、いざという時に役立つ実効性のあるものを作って頂きたいということを希望して質問を終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、室井議員の発言を許可致します。

室井議員。

「室井議員」

最初にですね、教育長に質問したいと思います。

教育長に質問するのはですね、私も本当に何年かぶりの質問でございますので、どうぞ宜しくお願いします。

まず1問。学校教育現場でのハード面での熱中症対策について、考え方を伺います。

直近のマスコミ報道の中で最も多く報道されている一つが、災害関連と気象の異状上昇に伴う熱中症に関する記事かと思えます。世界的に見ても、近年経験したことのない異状気象が原因と思われる多くの災害が発生しており、常に史上最高という頭文字が入る真夏日、猛暑日の連続更新、熱中症警戒アラートの発表、緊急搬送などの言葉が、もう日常的な用語として定着化されております。

道内においても去る8月22日、胆振管内の小学校において、2学年の女子児童が熱中症の可能性を残し病院へ救急搬送されたあと、8才の極めて短く尊い、尊い命が失われております。朝、元気で見送りし、その数時間後には、ご両親と深い深い悲しみの対面です。ご遺族の心中を察するものでございます。大切な子供達を守るため学校教育現場と教育委員会が連携し対応されていると思えますが、快適な学習環境を保持するハード面での対応は、行政側もしっかりと認識され、しっかりと認識され、対応するべきものと判断致します。

具体的には、町内全校、全教室にエアコンの早期に設置をするべきと考えます。併せて町内全校の設置状況、並びに近隣町内の近隣町内校の設置状況について情報があれば、答弁してもらいたいと思います。

以上。

「教育長」

議長。

(議長)

教育長。

「教育長」

室井議員の学校教育現場でのハード面での熱中症対策に関するご質問にご答弁申し上げます。

近年の気温上昇は著しく、熱中症という言葉が連日のように聞こえてくる今日、子供達の学びと健康を保証するためには、議員ご指摘のとおり、快適な学習環境の整備は、必要不可欠なものとし自身も考えております。

また、先日、胆振管内の小学校で発生した悩ましい事故については、私自身も大きな衝撃を受けたところであり、教育行政に携わる者として、大変、心を痛めるとともに町内の小中学校において、同様の事故などが起こらぬようその対策を万全にしなければならないものと、意を強くしたところであります。

この間、教育委員会では、常に学校と連携を図りながら、熱中対策に取り組んでいるところでございます。各学校においては、学校管理規則に則り、夏季の休業日を3日から5日間延長するなどの工夫を講じたとともに、先日も、熱中症アラートが発出された際には、子供達の安全の確保を最優先する観点から、各学校長の判断において、臨時休校や下校時間の繰り上げを実施したところでございます。

また、併せて、熱中症対策として校内での水分補給や塩分の摂取など、必要な対策を行うよう各学校長に指示するとともに、体調の悪い児童生徒の避難場所として各校の保健室にスポットクーラーを設置したところでございます。

室井議員からは、快適な学習環境をつくるためハード事業の一つとして、町内の各小中学校にエアコンを早期に整備すべきとのご質問でございますが、教育委員会、学校現場ともその必要性を十分認識しているところであります。

今後は、財源対策を含め町長部局とも協議をして参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、近隣町内の設置実態についてのご質問がございました。檜山南部の上ノ国町、厚沢部町、乙部町の状況を見ますと、上ノ国町については、全小中学校にエアコンが整備されております。厚沢部町、乙部町については、未整備の状況となっていることを伝えておきます。

以上でございます。

**「室井議員」**

いいですか。

**(議長)**

室井議員。

**「室井議員」**

はい。

教育長、再質問させていただきます。

8月23日、8月26日、そして9月5日の道新に載っている記事、私は、大変参考になって切り抜きし保存しております。その中で8月26日の記事の中で、秋元札幌市長さんのコメントのとおり、「1教室当りの設備費が高額になる可能性がある」と答弁

されてコメントされております。

私は、その理由をですね、私なりに技術屋としてですね、考えた観点から申し上げます。参考にしてもらえばと思いますので所見を述べます。

まず1つ。電気の容量がですね、不足する可能性があります。キュービクルの増設、若しくは新たに追加する可能性があります。

2つ目。屋外室外機、これは地面の上にべったり置く訳にはいきません。何らかの保護しなきゃならない。こういう物が、経費が掛かります。

3つ目。ケーブル配線、学校にするか、地中埋設するか、この辺の見分けによって、コストがかなり大きく変わります。それと1階以外に、例えば2階、3階に取り付けする場合には、足場等組まないと工事ができません。などが大きな課題として検討しなきゃならないことだと思います。

しかし、検討するのには、これらはそんなに時間のかかる検討課題ではございません。今、付いている学校がある訳ですから。すぐそんなに掛かなくてですね、コストの歳出はできると思います。自分達だけで全部やると思わないで、色んな町内の色んなそういう専門業者に相談して、積算することは可能です。時間をかけないでやってもらいたいと思います。機器、機器本体っていうのは、そんなにですね、コスト高くありませんね。要は、これらの施設が設備費に伴うこれらがいくら掛かるのかわからない。掛かるんでないかなという、そういう考えでやれば、私は、これはずっと伸びてきます。子供達に現物支給、現金支給、やるのも大事です。これ親も助かります。でも、学校に送ったあとですね、自宅に帰るまで親が安心してですね、学校に預けられる、こういう考えをですね、教育委員会としてちゃんともっていると、いるかと思いますが、再度その辺の決意をもらいたいと思います。もう、時短的にどうこうって考えた検討するか、そういう話はもう終わりです。直ぐやるっていう方向にですね、やらなかったらですね、私、他の事業の中止を訴えてもですね、このエアコンに対しては、厳しく追及していきますよ。これ、新聞に載ってます。これ、ハード面とソフト面2つ載ってます。9月5日の道新見て下さい。ちゃんとソフト面では江差町の教育委員会もやってんですね、学校と連携して。あと、ハード面です。これは、教育長、立場上、なんも遠慮することない。子供命を守るという観点に立ってですね、これを早急に対応してもらいたいと思いますので、答弁願いたいと思います。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

室井議員の再質問でございます。

学校へのエアコン設置に係るそのコスト面の算出に関しまして、ご意見も頂いたところでございますけれども、過去にですね、学校のエアコン設置に係るその費用の見積もりについてですね、検討した経過は教育委員会ではございます。設計に係るですね、



その委託をお願いしたところではございますが、設置に係りまして、その工事の方法ですとか、それから設置の台数だとかも含めてですね、様々な検討をこれからしていかなければならないところだと思っております。

室井議員おっしゃるとおりですね、時間が非常に無いとうふうに我々も認識はしてございますので、今後はですね、財源対策だとかも含めまして、町長部局とも協議を重ねて参りたいというふうに考えてございますので、ご理解頂ければというふうに思います。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あの教育委員会とするとですね、そのぐらいの答弁かなと私は思います。勝手に予算付けます、言えないですよ。心の中にあっても言えないですよ。町長部局と協議します。それが精一杯の答弁かと私は思います。

それで副町長、今、こういう答弁もらいました。あなただって子供もいる、孫さんもいるんでないんですか。学校の責任ね、送り出したら帰りまでね、安心した環境で子供達がね、保護するっていう考え方が必要だと思いますよ。私は、教育委員会から相談いったらですね、速やかにですね、あなたの立場で早急に、子供達に明確なメッセージを早く出してやるということが必要でないでしょうか。

答弁を求めたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

答弁、完結に申し上げますと、まずは、事業費がどれだけ掛かるのか。これについては、議会終わったあとに、早期に教育委員会と協議を進めます。せっかくの機会ですので、少し情報を私は私なりに、町長部局、いわば執行部の立場で檜山管内全体を実は、大雑把ですが聞き取りをしました。その中である町は、3校で3つの学校で1億5千万ぐらい掛かりました。これは多分、小野寺議員、すいません、室井議員おっしゃるとおり電圧の関係やら壁を、壁の中に入っている配線等を含めてのフル装備での工事だったろうというふうに認識しております。

いずれにしても、事業費がどれだけ掛かるのかを把握するところから始めなきゃならないのは、事実でございますので、これについては、粛々と進めたい。その上で、今ある町の3校で1億5千万を単純に生徒数は違う訳ですが、3で割ると1校当たり5千万、これを江差町に置き換えると5校でございますので、これは大雑把な数字で、今、言いますけども、5千万かける5校だとすると2億5千万、最終的にくるのは、この財源対策でございますが、本当に優先課題というふうに認識してございますので、国の交付金も

上限があるようでございますが、北海道町村会としても、町長自らも、国のこの上限の補助金、上限があるようでございますので、それらも同時並行的に国からもらえる補助金の上乗せだとか、そういったところも含めてですね、同時並行的に執行部としてもそういうところを進めたいと、このように思っています。

以上でございます。

(議長)

はい。

室井議員 2 問目、お願いします。

「室井議員」

国道 228 号線、かもめ島入口交差点改良事業と江差町の係りについて、質問させていただきます。

この課題については、長年の大きな懸案として、私は過去の一般質問の中でも、また、特別委員会でも取り上げ、交通安全対策のみの課題ではなく、江差町の歴史上最も貴重な地区であると認識され、その方向性をしっかり国土交通省に理解して頂き、協議をするべきと提言しております。

具体的には、北前船交易の最北寄港地として、歴史の实在に基づく諸課題の解決に向けた要請を国土交通省に行うべきと考えてきたからであります。単に、交差点改良のみが優先される事業が先行し、事業が完成された後での再要請は、相当厳しいと伺っております。国道交差点からかもめ島を含む地区全体の整備計画を早く策定し、活力を見い出さなければなりません。国道改良、拠点施設、主要施設などを含め、全体像の概要を策定する必要があると考えますが、如何でしょうか。

今定例会に拠点施設整備に係る民間活力導入調査業務費として、970 万円が予算計上されております。今日まで、構想の策定に多くの時間と財政支出がなされておりますが、実を結ばず、担当者の苦労を想像するものであります。

しかし、今回、給食センター改築工事で採用された DBO 方式、デザインビルドオペレーション方式が含まれており、一歩、もしくは、大きく前進する可能性があると思われ、私なりに期待しているものであります。

国道交差点改良事業と現時点で考えている拠点施設との場所は、少しの距離感がありますが、関連性は極めて近く深いものであります。町民が気軽に訪れる拠点施設を計画するのであれば、歩行者を含めた利便性を優先する必要があると考えます。現段階で国土交通省は事業内容の構想と事業実施計画をどのように描いているか。

また、江差町はどのように要請をされているのか。現時点で得ている情報と江差町の考え方を伺いたいと思います。

併せて、途中経過を積極的に町民に情報公開するべきと考えますが、これらについて答弁を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

室井議員からの2問目、国道228号線かもめ島入口交差点改良事業と江差町の係りについてのご質問にお答えを致します。

ご質問にもありますとおり、拠点施設整備箇所につきましては、北海道の礎を築いた北前船最北寄港地として、あるいは幕末における歴史の一端を伝える開陽丸記念館など、江差特有の歴史資源が集積した場所です。

現在、令和7年度に予定している施設整備補助事業導入に向けた事務レベルで進めている相談において、建設予定地の魅力についてもお伝えした上で、事業の必要性をアピールしながら協議を進めています。

さて、ご質問の一つ目として、かもめ島を含む地区全体の整備計画を早期に策定する必要があるのではと、ご質問でございます。町は、令和4年3月策定の北の江の島拠点施設整備基本構想において、周辺4つのエリアを示しながら、それぞれの整備の在り方や将来的なイメージを記載し、全体像をお伝えしているところでございます。

かもめ島エリアは、今以上に利便性を高めるための整備はせずに、既存施設の修繕を行いながら安全対策や美観の維持、利用者の利便性の向上は図りながらも、開発や景観の改変は最小限に留めていく。

開陽丸エリアは、拠点施設の整備に加え、江差港マリーナ等の既存施設も活用しながら、家族で一日中楽しめるコンテンツを整備し、来訪者が江差に来たらまずここへとイメージするソフト面での充実を進めるとともに、開陽丸記念館の計画的な改修に努める。

3つ目、港湾エリアは、漁業者や港湾関係者の意向を踏まえるとともに、継続している直轄港湾整備事業による物揚げ場整備との調整を進めながら、地域住民や来訪者の利便性向上を図る観点から、緑地や駐車場の整備を進めて行く。

4つ目のいにしえ街道エリアは、拠点施設と街道沿いに点在するスイーツのお店と連携し、スイーツ街道といった展開を地域全体でつくり上げながら、来訪者の満足度を更に高めるといったソフト施策を整備していく。

こういった方針を示しており、全体的には、ハード面では、まずは開陽丸エリアの整備に集中させて頂きながら、それぞれのエリアについては、ソフト面で拠点施設との有機的なつながり目指しております。

なお、当然ながら時代の変化の中で、例えば港湾の使い方などは見直しも十分考えられますので、そういった方向性が見えた段階においては、住民の憩いの場として、あるいは観光客に魅力ある場となるためにはどうあるべきか、町民の皆さまと意見交換しながら検討していくこととしておりますので、ご理解願いたいと思います。

続いて、国道交差点改良に関してでございます。国道228号線のかもめ島入り口は、ご承知のとおり変形を取り付け交差点です。今年2月に開催した全員協議会で説明

させて頂いたとおり、町としては改良方法については、T字路に近い形となるよう要請してきました。函館開発建設部では当該交差点改良に向けては、主流交通である228号を右左折交通、つまり直角とすることは、道路構造令上で好ましくないという結論です。

改良の方法と致しましては、現在、国や警察機関が推奨しているのは、安全性や信号機の設置が不要なラウンドアバウト化を前提に、現在、測量調査の実施と、警察など関係機関との詰め調整作業を行っていると聞いております。

また、町民が気軽に訪れる拠点施設を計画するのであれば、歩行者を含めた利便性を優先する必要があるのでは、とのご指摘でございますが、整備する施設を拠点にいにしえ街道などへの人の流れをつくるという方針については、議員と思いは同じです。そういった意味では、ラウンドアバウト化されることによって、いにしえ街道からかもめ島方面に横断歩道が整備される予定で、歩行者は優先的に国道を渡ることが可能となり、歩行における利便性が向上することになります。

一方で、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合、交通法規上は車両が停止しながら歩行者の安全確保をしなければなりません。これまでのラウンドアバウト化に関する町民との意見交換では、ドライバーの中にはその法令順守意識がない方がおり、不安だという声もお聞きしております。安全対策としての改良工事で事故の発生は本末転倒ですので、そうならないための対策について、函館開発建設部側へ引き続き強く要請して参ります。

次に、現段階において国が事業実施計画などどのように描いているか。また、江差町はどのような要請をされているか。現段階で得ている情報と江差町の考えは、についてのご質問でございます。

まず、国の事業実施計画についてでございますが、説明が重なることとなりますが、国道交差点改良につきましてはラウンドアバウト化ということでございます。町からの要望について総論としてお答えを致します。拠点施設の完成を前に、国道交差点が安全対策を施した交差点となること、国道から拠点施設までのアプローチとなる港湾道路について、国道並みの歩道や路側帯としながら老朽化した道路面の改良等についてお願いしているところであり、今後、しっかり、しっかりと要請活動はして参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、途中経過を積極的に町民に公開すべきとのことでございます。国道改良に関しましては、改良の方針が確定していることやそのための測量調査の発注を終えていることなどから、地域での説明時期を確認していますが、函館開発建設部側からは、この時期を警察など関係官庁との調整が終了次第にと、お聞きしておりますので、今、しばらくお待ち頂ければと思います。

最後になりますが、今定例会補正予算をお願いしている施設整備に係る民間活力導入調査に関しての言及がございました。江差町にとって、まさに大型プロジェクトです。ご期待に応えられるよう、しっかりと取り組んで参りたいと考えておりますので、室井議員はじめ、江差町議会の皆様におきましても、ご理解頂きたいと思っておりますので、宜し

くお願い申し上げます。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

再質問させてもらいます。

町長ね、あの、相手は国が考えていることです。これに対してね、私達地方の自治体がですよ、あまりね、大きなね、声を荒げてですよ、反対だ、どうだということはね、トップ、首長であればそれはできないというぐらいは、私はわかります。ただね、町民の中に、あの地区の方だけわかっているかも知れないけど、ラウンドアバウトってどういうものか、何か説明、絵に書いて説明すること必要でないですか。こういう道路におおざっぱ、こんな道路になるんですよ、ということが必要でないでしょうか。

あの交差点ですね、過去何年間にこの10年ぐらいの間に、私、知っているのは、上ノ国方面から来た車がですね、かもめ島入るのに、あそこの花壇植えている所に突っ込んだ事故くらいしか、私、記憶ないですよ。そんなにラウンドアバウトにしなきゃならないね、ならない道路、交差点なのか。私は、そっちを強調するのであれば、疑問を感じます。ただね、このいうとおり、国がやりたいことを江差町は受ける訳ですから。じゃあ国交省さん、こういうふうなことを江差町で願いたいんですというものをね、ちゃんと出してやらないと、駄目だと思っんですよ。何も要望は要望、ちゃんとすることはする、協力をするなら協力する、要望はちゃんとする。そういう決意をね、ちゃんと持って、国と交渉しなきゃ駄目だと思っんですけど、副町長どうですか。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。あの、おっしゃるとおりです。

それで、後段に、今、町長が答弁したとおり、今、測量調査に入ってます、はっきり申し上げますと、どの当りまで用地が掛かるのか、こういったところの概ね見えた段階で、町としてもそのタイミングになろうかと思っいます。

それから、住民説明含めてですね、それから、室井議員は色々詳しく知っているとおり、我々は町側とすれば、再三再四、それは町長も私も担当課長も含めて、水面下で色んな要請をしてございますが、そろそろこの交差点改良見えてきた状況でございますんで、歩行者の安全対策含めてきちっとした要請行動をですね、改めてまた、強く要請していくと、こういうことで町長とも色々毎日のように協議をしてございますんで、それらを含めて、今、中身の部分をはっきり言えませんが、きちっと町側の言える部分含めて、要請して参りたいとこのように思っいます。

「室井議員」

最後に1つ。はい。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

副町長、頑張って下さい。

それでね、あの、時間もね、無いかも知れないです。でも、ここは、腹をくくってね、対応してもらいたい。これはですね、どういうこと、私、申し上げたいと言えば、日本遺産とも絡みあるところなんです。なんたって江差のですね、この歴史残しているのは、北前船なんです。それといにしえ街道つなぐ、あそこ、接点もある、非常に大事なところですよ。ただね、ぐるぐる回って通って歩くようなそういう交差点だったら、止めた方がいいですよ、はっきり言って。私は、そういうのは反対します。そういう歴史を重みのある交差点になるように、国交省に強く、強く要請してもらいたいと思います。如何でしょうか。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい、あの、これまでの議会でも説明してきましたが、道の駅が1か所あって、今、もう1か所目指している訳でございます。そういった場所も含めて、拠点となる開陽丸エリアを含めて開発建設部としても、開発としても、2つの道の駅を認める方向になったからこそ、っていうか、まだ、認められてございませんけども、そういう方向付けができたからこそ、ま、あそこの交差点の改良へと、また、結び付いていると、こういうことも事実でございますので、改めて、今、室井議員の質問を受けながら、中身の部分含めて、直隕的に要請して参りたい。このように思っています。宜しくお願いします。

(議長)

以上で、室井議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、出崎議員の発言を許可致します。

出崎議員。

「出崎議員」

私からは、1問、質問致します。

洋上風力発電事業のゾーニング計画について伺います。

檜山管内洋上風力事業が促進区域指定に向けて、5月に有望区域に選ばれました。江差町ゼロカーボンシティ宣言によれば、来年の3月には再生可能エネルギーのゾーニング設定がなされるとのことです。そこで以下について、質問します。

1番目。私の知る限りにおいて、実施予定となっていた以下の調査、昨年5月から7月に東電リニューアブルパワー株式会社による海底地盤調査、それと、昨年6月から本年6月に日本気象協会による風況観測調査、そして、昨年9月6日、11日に深田サルベージ建設株式会社他2社による沖合海洋調査が行われました。それらの町へ結果の報告がなされているかどうか。または、その予定があるか伺います。

2番目に海域でのゾーニング設定において、水深、それから整備を要する河川河口部、鳥類等の自然関係、そして、漁港区域、創業区域等の漁業関係、それと、港湾区域航路等の港湾関係等検討すべき点が多いと思われまます。特に将来の港湾機能との整合性が問われることとなりますが、港湾審議会との調整は、諮られているのかどうか。

3番目に有望区域に選ばれたことで、檜山管内洋上風力推進協議会から法定協議会への移行は進められているのかどうか。

以上について、お伺いします。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員の洋上風力発電事業についてのご質問にお答え致します。

まず初めに、実施予定となっていた調査について、町への報告はなされているかどうかという質問にお答え致します。調査が終了した場合、企業から町に対し調査が終了した旨の報告はございますが、調査結果については報告がなされていません。

その理由でございますが、東京電力リニューアブルパワー株式会社につきましては、企業独自の調査であることや、一般財団法人日本気象協会や深田サルベージ建設株式会社他2社につきましては、国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構より、受注をした調査であることから、調査結果については提供できないということでございます。国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構へ調査を委託した経済産業省資源エネルギー庁では、北海道檜山沖以外の海域の調査も実施しており、現在も継続中であることから、調査が終了しましたら必要に応じて調査結果を提供していただけるよう協議していきたいと考えております。

次に、海域でのゾーニング設定において、港湾審議会との調整は諮られているかどうかというご質問でございます。港湾機能との整合性につきましては、国土交通省では、令和4年3月から5月に洋上風力発電の基地港湾指定に関する意向調査を実施し、令和4年9月に北海道では稚内港、留萌港、石狩湾新港、室蘭港より意向が示されたことが公表されましたが、北海道における基地港湾の指定はなされておられません。

江差港につきましては、基地港湾を補完する港湾を検討しているところであり、補完港として必要な整備等、北海道開発局江差港湾事務所へ情報を求めているところですが、各事業者の検討結果を待たなければ回答できないと言われております。国土交通省が示している基地港湾指定から供用開始までのスケジュールでは、指定の翌年から概ね5年間となっていることから、今後進展があると考えております。

港湾審議会との調整につきましては、現段階では諮っておりませんが、5月の有望な区域に指定されたことは、檜山管内洋上風力事業が促進区域指定に向けて進展があったものと捉え、情報共有の機会が必要であると考えており、必要に応じ調整を図っていきたいと考えております。

次に、檜山管内洋上風力推進協議会から法定協議会への移行は進められているかというご質問でございますが、檜山沖が本年5月に一定の準備段階に進んでいる区域から有望な区域となったことで、法定協議会へ向けて国や道の担当職員が来庁しているところではあります。法定協議会への具体的な移行につきましては、まだ示されていない状況となっております。

具体的な移行について内容が決まりましたら、議員の皆様にも情報提供等を行って参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

#### (議長)

出崎議員。

#### 「出崎議員」

2番目の質問に関して、再質問行います。

洋上風力発電に関して、洋上風力産業拠点という言葉があります。施設が設置される洋上だけでなく、後背地に関連する産業立地の可能性を秘めているということでもあります。海峡設置を抑制する保全エリア、それから設置に調整を要する調整エリア、設置を促進する促進エリアに分けるゾーニング設定はその第1歩となります。促進区域に指定されれば、国によって事業者の公募が開始されます。事業者は設定されたゾーニングに基づいて、この海域に着床式が何基、それから浮体式が何基設置できるか、設置計画を立てて、事業精査、事業の採算性を検討し、手を挙げることとなります。だから町として、とても重要な産業になるはずで。

ちなみにですね、私達4年前に総務産業常任委員会で岩内町と石狩市に行政視察を行いました。その結果ではですね、岩内町のゾーニングバックには、海域での設置可能エリアはなし、設置検討可能調整エリアは1か所のみ、そういう結果になっています。石狩市もですね、導入可能エリアはなし、それが3段階の調整エリアが示されているだけでした。だから江差町においてもですね、これをエリア設定した時に、事業を推進するのかどうかでこの辺の判断が大きく問われると思います。ま、ご存じのとおり促進区域に指定されれば、事業者には最大30年間の事業を保障することになります。委託されたコンサルタントは、情報提供や相談には乗るのでしょうけども、町の意志を図面化



し、報告書にまとめるだけです。町として日本海側、檜山管内の港町江差の港湾機能の将来について検討しておくことが、今、必要だと思うのですが、如何でしょうか。

仮に来年の3月のゾーン設定に間に合わないとしても、調整エリアの協議に対応できることになりまし、江差町総合計画においても港湾整備の継続施策として、江差港長期構想計画の見直し、これが掲げられております。如何でしょうか。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。

あの出崎議員のご質問、ちょっと相対的に捉えての答弁になるかも知れません。まさしく江差町は、今、単独でゾーニングの委員会立ち上げて、そこには学識経験者も置いて色んな洋上のみならず陸上もと。で、ま、陸上は、陸上も洋上もこうなるんですが、出崎議員、石狩の例を出して言われましたが、やはり、先進的にやられたところについては、なかなか促進エリアを、に、色を付けるというところが、あまり無かったという、実は情報も頂いております。檜山管内では、せたな町早かった訳ですけども、やっぱりそういった状況も生まれているということで、ま、十分、実は事務担当も、それからコンサル含めて最初からここは駄目よとか、そういうことではなくてですね、ま、短期間ではございますが国会でもやるものでございますんで、更には、この委員会でやった内容については、いわば町民公表であったり、利害関係者の公表、それから議会等含めてきちっと積み上げていく。ま、言いたいのは、すべて駄目よというか、そういうことではなくて、ま、何て言うんですか、積極的な状況を生む、ま、ゾーニングというふうにしたいなというふうに思ってますけども、色んな景観やら何やら含めてですね、あらゆる角度での計画になると、このように思ってますんで、そこには、町長を委員長にした委員会でございますんで、全て丸投げではございませんので、町の意志を十分反映させた中で途中経過も含めて、議会にもお示ししながら進めさせて頂きたいと、このように思ってます。

以上です。

(議長)

出崎議員。

「出崎議員」

再々質問ですが、港の将来計画となるとですね、30年先だというと僕らはもう100歳超えちゃってますし、かなり将来に渡る話なんですね、町行政だけではなくて、こういう港湾審議会とかも含めてですね、将来に皆さんの意見を集約するような活動が必要かと思うんですが、その辺如何でしょうかね。

(議長)

町長。

「町長」

出崎議員から港湾審議会との関係のご質問を頂いております。先程来、ご説明しているゾーニングをつくる上での検討委員会の中にはですね、港湾審議会のメンバーも多く入っております。そういったことを情報共有しながらですね、港湾審議会の側でもしっかり議論を深めていく作業が必要になると思いますが、その都度、この港の使い方、しっかりですね、長期的なスパンを含めてですね、考えていかなければならないというふうに思っています。その上では、やはりですね、国との関係、直轄港湾事業でございますので、国との関係をしっかり構築しながらですね、また、港湾審議会の委員の皆さんにも情報提供し、この洋上風力にどう向き合っていくのかということ、港湾の視点からもしっかり議論を積み上げていくよう努力して参りたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

以上で、出崎議員の一般質問を終わります。

(議長)

11時15分まで休憩致します。

休憩 11:05

再開 11:15

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

次に、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

おはようございます。

私からは、2点につきまして、質問を致します。

まずはじめに、姥神大神宮渡御祭商標登録と今後の祭典についてであります。一昨年、

神社側が商標登録を出願し、昨年3月登録することが決定致しました。それに対し江差町は、祭りの名称は町民が共有する伝統的文化財であり、神社が独占すべきではないとして、昨年5月に異議申し立てをしたところでございます。

特許庁は、それを受けまして、町の異議を認めず却下されたところであります。そういう状況の中で、今後の影響と対策を伺いたいと思います。

町長の所信を求めます。

(議長)

もう1問。

「飯田議員」

2項目めであります。このような状況の中、4年ぶりに渡御祭が行われ、その内容に多くの方々から疑問の声が上がっております。380年に渡り町民自らが作り上げた伝統文化祭典であり、まさに江差町民の誇りであります。商標登録を含め、姥神大神宮渡御祭が町民関係者が一体となり、開催出来ますように町が中心となり、対話を重ねていくべきと考えますが、このことにつきまして、町長の所見を求めたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員から姥神大神宮渡御祭商標登録と今後の祭典について関しまして、2点のご質問がありましたので、ご答えを致します。

まず1点目、当町の異議申し立て却下に伴う今後の影響と対策についてでございますが、今回の結果により、商標権が宗教法人姥神大神宮にありますので、今後の影響につきましては、具体的な運用条件を確認しなければわかりませんが、町と致しましては、8月30日の議会全員協議会で報告をさせて頂きましたように、姥神大神宮渡御祭は町民みんなの財産という思いであり、商標権の運用にあたっては、町民に理解される適切な運用になるよう要請をさせて頂いたところでありますし、今後も姥神大神宮と協議の場をお願いしながら対応をして参りたいと考えておりますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

次に、今年の渡御祭に対し満足できるものでなく、多くの町民から不安の声がある中、神社、祭典実行委員会、江差町の三者が解決に向け協議すべきというご指摘でございますが、今年の姥神大神宮渡御祭は、コロナ後4年ぶりの山車巡行を伴う渡御祭のため、姥神大神宮祭典協賛実行委員会で何度も協議を重ねた結果、今回の開催となったというふうに伺っております。

渡御祭の開催内容につきましては、祭典協賛実行委員会で決定されるものであり、町が関与すべき範囲は限定されるべきと考えておりますので、次年度に向けても両者で今後協議がなされるものであります。町と致しましては、先程ご答弁させて頂きましたように、

商標権の適切な運用に向け、姥神大神宮と今後協議をして参りたいと考えております。その上で、是非、町民や観光客含め多くの方々が楽しめるようコロナ前の通常の開催となることを強く望んでおります。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

それでは、再質問致します。

ま、先の議員協議会では、全体協議会でも説明を頂きました。町長、副町長が足を運んで神社と協議したという報告もございます。ま、商用登録の問題もありますけれども、やはり、現状では祭典実行委員会と神社が何度も協議を重ねた結果が、今年の祭典となった訳であります。やはり、これはやっぱり江差町の財産としてですね、ただ町が傍観するだけではなく、ただ憲法20条の宗教法に分離という大変難しい問題もありますけれども、何とかしてこれを乗り越えてですね、通常の祭典が来年以降開催できるべく、やはり神社を含めて協議をすべきと、これは再度要求するものでございます。

改めて、町長の所見を求めたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。

町長もそれから私もそうですが、町としても飯田議員と思いは同じです。ただそこに商標権というものもちよっと絡んでいるという状況には、当然ございますが、今年も姥神大神宮渡御祭開催する前に一応要請をしてございまして、ただ、ま、直前に控えている中で、商標権の運用の協議をその直前に控えている中で、色々やり取りするのは、如何なものかというふうに思って現在を迎えていると、こういう状況にございます。

今後においては、来年に向けてですね、商標権の問題も含めて、ただ、祭典のそのいわば、渡御の方含めては祭典協賛実行委員会、それから観光客のPR等含めてやって頂いている観光コンベンション協会、これらの団体も絡みますので、色んな形で本当に前の開催のような形でですね、できることを願いつつ、可能な対応して参りたいとこのように思っています。

以上です。

(議長)

飯田議員。

### 「飯田議員」

それでは、2問目に入ります。

日本遺産登録の再審査についてであります。2017年度道内初として、日本遺産に文化庁から認定されたところでもあります。江差の5月は江戸にもないニシン繁栄が息づく街のストーリーのもと、各種事業がこれまで展開されてきたところでもあります。

去る7月に文化庁は、江差の文化遺産について再審査を発表したところであり、その際審査となったその内容について、お伺いしたいと思います。

2点目についてであります。一昨日、文化庁より現地調査とヒアリングがあったようではありますが、江差町における文化遺産の維持、観光振興にとって大変大きなダメージであります。認定取り消しだけは、絶対に避けていかなければなりません。これまでの課題整理と今後の対応を伺います。

3つ目ではありますが、ニシン文化のストーリーを構築する上で関係の深い横山家や姥神大神宮がこの周辺一帯に、にしん漁繁栄時の街並みや各種遺産が点在しており、特に横山家の会館、姥神大神宮渡御祭がこれらの問題は、早急に解決すべきと考えますが、町長の所見を求めたいと思います。

### (議長)

町長。

### 「町長」

飯田議員の2問目、日本遺産登録の再審査について3点ご質問がありましたので、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の日本遺産再審査に対する評価結果の内容と、2点目の日本遺産継続に向けこれまでの課題整理と今後の対応につきましては、関連がありますので合せてご答弁をさせていただきます。

8月30日の議会全員協議会で報告をさせていただきましたが、再審査に対する評価結果につきましては、9月5日行われました現地調査を踏まえた上で最終的に公表となるため、現時点では非公表ということで文化庁から指示がありますので、ご理解願いたいと思います。

なお、主な理由と致しましては、これまでの実績を踏まえた今後の事業計画が抽象的なため、財源を含めた具体的な内容、民間等の関係機関との役割分担や積極的に関与する仕組み、日本遺産ストーリーを体感できる具体的な取り組みなどに対する更なる検討具体化が必要であるということのご指摘を受けました。

今回の結果を踏まえ、地域活性化計画を修正し、先般9月5日に評価委員によります現地調査を受けたところでございます。

今後につきましては、現地調査時の評価委員の意見などを踏まえ、最終的な地域活性化計画を提出することとなりますが、町の礎でありますニシンの繁栄が息づく町を題材にしたまちづくりを進める上で、認定となるよう精一杯取り組んで参りたいと考えております。

なお、再審査の結果につきましては、年内に公表される予定となっておりますので、結果がわかりしだい改めて議会への報告をさせていただきますので、ご理解宜しくお願い致します。

次に3点目、ニシン文化のストーリーを構築する上で関係が深い横山家、姥神大神宮渡御祭の問題は早急に解決すべきとのご質問でございますが、まず、横山家につきましては、この間、教育委員会で相続人代表の方と協議を重ねて参りましたが、令和4年8月24日開催の議会全員協議会で教育長から報告のとおり、相続人の間で意見がまとまらない状況もあり、現段階で進展することが難しいことから、協議については、一旦、区切りをつけた状況になっていると認識しております。

町と致しましては、教育委員会と情報を共有しながら動きが出た段階で連携し、対応をして参りたいと考えております。

また、姥神大神宮渡御祭につきましては、飯田議員の1問目でもご答弁申し上げましたように、次年度は町民や観光客を含め、多くの方々が楽しめる姥神大神宮渡御祭となることを望んでおりますし、商標権の適切な運用に向け協議をして参りたいと考えておりますので、ご理解の程、宜しくお願い致します。

**(議長)**

飯田議員。

**「飯田議員」**

はい。

それでは、再質問致します。

ただ今、町長の答弁の中に地域活性化計画を修正提出し、年内に文化庁から返答をもらう。これはですね、やっぱり結果を出してから議会なり、町民に報告するというのではなくて、我々もですね、出来る範囲内で民間事業者として、やっぱりこういう部分については、町のために支援していきたい。観光関連事業者、もちろん観光コンベンション協会や、そういう北海道みらい機構ともそうでしょうけれども、是非ですね、そういうような民間を巻き込んだ、このやっぱり日本遺産認定に漕ぎ付けるべきだと、私は考えております。

確かに今、その評価の内容については、言及は出来ないという国の指示でありますから、それはそれとして理解致しますけれども、ま、これまでのマスコミ報道見ましても、確かにストーリー性と事業の関係が明確でない。民間事業者との連携が不足しているために、観光活用に弱さがあると。マスコミ報道ですから、それなりの裏取りをして報道したものだと思っております。この点の私は、やっぱり内容が一番のやっぱり今回の再評価、再審査になった大きな原因であるというふうに考えておりますので、今、申し上げましたように、是非、役場だけ担当課だけでこの問題を抱えて結果を待つのではなくて、これはやっぱり、先程申しましたように、民間事業者にやっぱり知恵を借りるなり、協力を求めてこの事業をなんとか継続に持っていくように考えるべきだと思いますが、改めて、町長の所信を伺いたいと思います。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。

あの、飯田議員のご質問に私から答弁致します。

9月5日ですから、一昨日、審査をきっちり受けました。で、町長、ま、筆頭に、町長がいれば、説明、それから質疑応答もすべて町長が熱意を伝えるためにやった状況でございます。

飯田議員おっしゃるとおり、最初からこの計画をつくるに当たって、色んな人集めて、つくり上げるということも、当然必要な訳ですが、ポイント、ポイントの部分では色々、意見を実は、内々に聴取している部分あるんですけども、主な部分は、1つ分かり易く言いますと、例えば、いにしえ街道に入ったらそこで日本遺産を感じられるような言わば、案内看板であったり、ガイドンスであったり、こういったところの言わば、予算を伴うものも結構あるということでございます、それらを含めて、一昨日の審査委員の意見を踏まえて、再度また、議会終わったあと練り込みをして、また計画を出すと、こういう手続き手順に入ります。

ま、あの、今から感触をお伝えすることは、ちょっと差し控えて頂きますけども、精一杯やった中で、ま、言い訳でございますけども、江差町のみならず104のこの認定地域、同じ様に3年半、コロナ禍でなかなか観光振興に予算付けをされ、できなかった事実も当然文化庁も認めている訳でございますけども、より一層、具体の日本遺産のストーリーを予算化すべきというところが、最後の行き着く所でございますので、来年度以降、精一杯、そういったところ含めて、また、議会のみならず町民にも、ま、言わば、この日本遺産のストーリーをより一層浸透させる努力をですね、公表になったと同時にさせて頂きたいと、このように思っています。

宜しく申し上げます。

(議長)

以上で、飯田議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小梅議員の発言を許可致します。

小梅議員。

「小梅議員」

はい。

宿泊施設まちなるとホテルの考えについてを伺います。

毎年のことながら追分大会も近くなると、関係者は宿泊施設問題で頭を悩ませています。

イベント民泊制度などで一般町民の協力を得て乗り越えている現状ですが、昨年秋に十勝管内の町で、まちまるごとホテルと称する民泊事業を始めたとの記事を読み、これは江差にも当てはまるのではないかなって興味を持ちました。

その事業の手本となったのは、イタリア発祥の分散型ホテルという取り組みで、まち中に点在する空き家や空き部屋を宿として活用し、ホストが街や飲食店を案内する仕組みで、旅人と住民が交流する街づくりを目指すという考え方です。

人口も減ってきていますし、また、補助金頼みや企業誘致には、限界があるということと、今あるその物を利用して地域にお金が回るよう持続可能な産業をつくりたいとの思いと、また、旅の方たちが色々と多様化しているということから、色々な、あの、町民を巻き込んだ、その、町をそのホテルそのものについていう考え方にいき当たったようでもあります。

そういうことは、江差ではイベント民泊というその下地もありますし、町民がまた祭りとかで、お客さんを受け入れて接待するっていう町民性もあって、その土壌もずっと昔からあることで慣れているので、十分に江差ではそういうことができるんじゃないかなって思ってます。

そういうことができると、宿不足ばかりでなくて、解消、宿不足の解消にもつながりますし、各分野ともつながって期待できる事業ができると思うんですが、その辺、如何お考えでしょうか。

**(議長)**

町長。

**「町長」**

小梅議員のご質問に、お答えします。

議員ご質問の趣旨にございますように、宿泊施設の不足状況につきましては課題であり、町としても頭を悩ませているところでございます。そういった中、江差追分全国大会時には、平成29年からイベント民泊制度を活用した対策を進めており、特に江差追分関係者を中心とした町民の皆様のご厚意によりまして、取り組んでいるところでございます。

ちなみに、来週の全国大会でも現時点で約50人、述べ宿泊数で117泊の対応を頂く予定で、関係者や観光客の皆様の宿泊確保の一翼を担って頂いておりますことに、感謝申し上げます。

さて、議員からのご質問であります、まち中に点在する空き家や空き部屋を宿として活用し、十勝管内の町で進めている、まちまるごとホテルのスタイルについて、江差町においても宿不足解消はもとより、旅人と住民が交流する街づくり、あるいは各分野をつなげられる事業として、取り組みを検討できるのではないかとご質問でございます。多くの部屋数を有する新しい宿泊施設整備の実現がなかなか厳しい今日、町として取り組める事例の一つであると考えております。一方で、こういった事業を展開するにあたりましては、経営的な面から考えますと行政が主体となるのではなく、意欲のある民間企業等パー



トナーを探し出した上で支援していくことが最適なのではないかと考えております。

まずは、先進地などでの成功例や課題感を学ぶところからスタートしたいと考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

宜しいですか。

「小梅議員」

終わります。

(議長)

以上で、小梅議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、増永議員の発言を許可します。

「増永議員」

はい。議長。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーすいません。

新人なものですから、この場の雰囲気とか言葉使い、色々こう皆様方にご迷惑をお掛けすると思いますが、申し訳ございませんが宜しくお願いします。

それでは、私の方から3点質問させていただきます。

まず、1点につきましては、保育園児、幼稚園児のからの英語教育についてということです。

現在、江差町の保育園では、3年前より7月と1月に月1回、年2回に英語教師が夏休み冬休みを利用して英語教室が行われております。江差幼稚園では英語教育は行われておりません。これは、これがですね、江差町の現状です。英語教育は幼児から学ぶ英語耳英語脳が育つと言われておりますので、1日も早く英会話に触れさせることが英会話の近道です。幼児から日常会話と遊びを通じ英会話を身に着けて、小学校3年生からの義務教育につなげ、子育て世代のハード面だけではなく、ソフト面も充実させて欲しいと思いますので、私は保育園児、幼稚園児、そして小学生2年までの英語教育が必要と考えますが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員からの保育園児、幼稚園児からの英語教育に関するご質問でございますが、民間が運営している江差幼稚園に関する部分をご答弁できませんので、私からは町立保育園に関するもののみ、ご答弁させていただきます。

また、小学校についての部分については、教育長から答弁をさせていただきます。

保育園での英語教室は、2020年4月から小学校3年生以上で英語教育が必修化となったことにあわせ、園児にも英語に触れてもらう機会をつくれればと、小中学校が夏休み冬休みの期間でALT、外国語指導助手の日程が可能な日を利用して、年に2回ほど実施しているところでございます。

保育園における英語教室の内容と致しましては、あくまでも英語に触れて楽しむことが目的でありますので、音楽やクイズゲームなど遊びながら英語に触れるというもので、概ね40分程の時間で実施しているものでございます。

増永議員から保育園児、幼稚園児から小学2年生までの英語教育が必要と考えるが何かとのご質問でございますが、確かに幼少期から英語に触れる機会を増やすことで、英語耳や英語脳が育ちやすくなるとも言われており、早い段階で英語に慣れ親しむことで、英語に対する抵抗感が薄れやすくなるということなどもメリットの一つとしてあげられます。そうしたメリットは認識しつつも、一方でALTや英語が堪能な人材を確保することは容易ではなく、現状と致しましても、江差町教育委員会に配属しているALTが一人で町内全ての小中学校で英語教育のサポートをして頂いているところでございます。

いずれに致しましても、保育園児に継続した英語教育を受けさせるためには、ALTなどの英語が堪能な人材確保等の課題もありますので、今すぐそうした環境を整えることは、難しい状況にあるということをご理解頂ければと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

それでは、私から先程町長も申し上げましたとおり、小学校1、2年の英語教育の必要性に関する部分につきまして、答弁致します。

議員からございましたように、幼児期から英語に触れ学ぶ機会のあることが、子供達にとりまして大きなプラス要素であることは、私も同感でございます。議員ご指摘の小学校1年生の低学年については、子供達が学校という新たな環境で、授業や給食活動などといった様々な学校生活における基本的なルールなどを身に付ける、大変重要な時期であると捉えております。

町内の全小学校においては、議員ご承知のとおり、学習指導要領に則り、小学校3年生から外国語教育を行っており、議員ご指摘の小学校1、2年生における英語教育については、学校生活における基本的なルールを身に付けることを優先させて頂きたいと考えており、教育課程に位置付けての取組は、今現在、考えておりません。

一方で、例えば現在、在籍しているALTを活用し、小学校低学年などを対象とした社会教育事業の一環として、英語に触れる機会の創出については、今後検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

「増永議員」

はい。議長。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。ご説明ありがとうございます。

難しいのは分かってんですよ。今の現状では。ただどれだけ役場として努力をするかという気持ちの問題だと思います。やはりこれは、あの、町長さんの答弁、教育長さんの答弁、それはですね、やはり幼稚園児で、学校という1つの区切りでお話されてると思うんですけども、これはですね、学校だけがやればいい、で保育園関係ないわ。保育園だけやればいい、学校関係ないわ。じゃ駄目なんですよ。先程、僕が説明した通り、幼児から日々英会話をやることによって、それが小学校1、2年、3年生にまで続けていくっていうことが大事なんです。ですから、基本的な考え方はわかりますよ。各課がありますから。ですから違います。そうじゃなくって、例えば皆様方にもお子さん、孫さん、いますよね。じゃ、自分の子供達がその同じ境遇に立った時に、どうするか。どう頑張れるか。それが親じゃないんですか。町として前向きに考えます、努力します、そんな答弁じゃなくて、我が子のためにどうやったらできるのか。そういう努力をして欲しいんですよ。

その辺の決意の程をお伺いします。

(議長)

教育長。

「教育長」

増永議員の方から再質問でございます。

私も町長もお話しているのは、保育所の方では、国際交流という観点で、回数を少し増やしていきたいというお話をしました。私の方は学校指導要領に則った授業という形では、1年生は考えてません。一方で社会教育事業として、これも国際交流の観点から

ですね、遊びを通じて英語を学ぶ機会を創出することは検討して参りますと、答弁しておりますので、ご理解願いたいと思います。

「増永議員」

是非、お願いします。

(議長)

はい。増永議員。

「増永議員」

はい。

それでは、2つ目の質問、はじめます。

保養施設ぬくもり温泉の存続についてということです。保養施設とは、日常生活を一時的に離れて休養し、心身の健康を、健康維持を図るための施設です。令和3年2月19日の議会で、土砂災害危険区域、へビが多く出る、費用対効果が低いとの理由で、課長さんの答弁ですが、長期、長期間続けることが厳しいため、利用者や地域のコンセンサスを得ながら閉鎖をするという答弁をしました。

土砂災害危険地域は、建物に約山側の方で5mかかる程度、そして保養施設は、営利を目的とした施設ではないので、費用対効果を求めることではない。そして昨年度、令和4年度です。利用者が7,905人もいたんですよ。で、売上は年間191万円ありました。

高齢者の憩いの場である温泉施設の閉鎖は、町内の高齢者に対して差別だと思えます。私は閉鎖は絶対反対です。それに後退した考えではなく、前向きな考えで新しく建替えもし、もっと使用者が増える努力をして欲しいと思いますが如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の2点目、ぬくもり保養センターの存続についての質問にお答え致します。

ぬくもり保養センターは、温泉を利用し地域住民の健康及び福祉の増進を図り、憩いと交流の場として、地域の活性化を図るため設置されたものでございます。

町としましては、これまで施設の老朽化に加え、土砂災害警戒区域内にあることなどから閉鎖を検討してきましたが、令和4年第4回定例会において、ぬくもり保養センターの今後について、閉鎖を方針としつつも、近くに社会福祉法人が運営する温泉施設があることから、その法人側の協力と地域や利用者の理解が得られる状況になるまでは、廃止しない旨の方針を示しており、現在もその方針に変更はありません。

従いまして、特に地域や利用者の理解が得られない状況の中で、当施設について今後

も維持運営を図りたいと考えております。

なお、建て替えのお考えについては、議員のご提言と受け止めさせていただきます。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーと、このぬくもり温泉は、元々、尾山町の児童会館っていう施設でした。で、ですね、その、あの、児童会館では、その当時、町内会の会合だとか、子供会、老人クラブ、また、ま、葬儀もしましたし、結婚式の後引きもやりました。そういった中でですね、江差町さんが温泉が出ました。ということで、尾山町内会さんにあの施設を温泉施設と使わせて欲しいという問い掛けに対して、当時の尾山町内会の役員の方々、尾山町内会の関係者の方々がですね、町のためだから、ま、止むを得なしという形で、あそこを温泉施設と使った訳ですよ。その辺、皆さんご理解頂けますかね。

例えば、去年のその12月にですね、総務課の課長さんはじめ、3役の方々が見られました。尾山町内会の役員会議ですね。で、その際にですね「温泉施設としては、危険区域なので使えないから温泉を閉める。でも尾山町町内の会館としては使えるので、廃止をした時にどういうふうに改造したらいいか、相談に来ました」って来たんですよ。おかしいんじゃないんですか、これ。危険区域って認識しながら、温泉施設は駄目でね、町内会でやる施設はOKって、どういう基準で、それやってんのか、僕、分からないんですよ。だから、その辺はどういう形で説明したのか、お聞きしたいのが1つと。

ってですね、江差町さんで出してる公共施設長寿命化計画で建物編。これにですね、34ページ、35ページに、このぬくもり温泉が老朽化等考慮し現状維持、例として、大規模、大規模改修建て替えて、これ明記されているんですよ。それで、後ろの方にいくとですね、令和6年、2024年にぬくもり温泉が長寿命化計画によって改修するって、これ出てるんです。これ誰がこういう形で計画をしながら、誰が廃止方向に持ってってんですか。

すいません。その辺お願いします。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。

あの、増永議員、あの答弁足らず、なる、あるかも知れません。

まず1点目。町内会に伝えた部分で、いわば土砂災害警戒区域なのに温泉は駄目で、町内会の集会施設ではいいよ、みたいな、まさに矛盾しているということへのご質問。

あの、議員、言われれば、おっしゃる通りでございまして、今回、ま、増永議員、議員になられて、あれなんです、その前にも全員協議会であるとか、で、ま、私も謝罪しましたけども、伝え方として町の方針として、町内会に伝え方については、十分反省をしているということですね、答弁をその時した立場でございまして。ま、少しだけ噛み砕いてお伝えしたいんですが、町内会にお願いして温泉をつくりました。そして、また、あすなろ福祉会さんも温泉ができて、温泉の根元の源泉が同じ場所から取っているということで、近距離にあるということで、2問目の長寿命化の部分とちょっと重なりますけども、長寿命化計画には公営住宅やら何やら含めて、色んな物の計画を立てる訳ですけども、そういう中での色んな計画の1つの中では、ま、江差福祉会、あすなろ福祉会さんがやる部分で、町がやっている事務事業、いわば時間帯であったり、バスも出して、町が出して、送り迎えとかも含めて、きちっと兼ね合って、利用者に不便が掛けない状況が生まれたとするならば廃止という、こういう方針を持ったのは、変わらない状況でございまして、ただ、それらが整わない状況の中で、町内会の方に先に伝えて言ったと、これが、まず、私どもの反省すべき点でございまして、いずれにしても、地域、利用者含めて、理解得られない状況の中では、今の施設をきちっと維持管理運営して参るということで、1つご理解願えればなというふうに思います。

それから、2点目の今ちょっと手元に長寿命化計画のあれは、私、ないんでございまして、当時というか、色んな形で町全課の中で持っている各施設をそれぞれの所管の考え方を踏襲しながら、1冊の物につくり上げてございまして。言い訳ではございませんけども、仮に改修、そういった形で載ってあっても、状況の変化によって、廃止もあり得ます。それから、廃止というふう謳ってても、維持管理に努めていかなきゃならない施設も、また、生まれる場合もございまして。色々1回つくったものは変更しないという方針でございまして、今のぬくもり温泉の施設に関しては、理解が得られるまできちっと維持管理運営に努めていくという考えに立ってございまして、宜しくお願いします。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

これ2回目だね。

(議長)

3回目です。

「増永議員」

あ、3回目ね。ああ、了解。はい。

えーと、ま、江差町さんも義理と人情考えて頂けねばならないと思うし、やはり今回

のこの廃止の問題については、江差町さんは、尾山町内会が嫌いなんですか。年寄りが嫌いなんですか。だからこんな事やってんのかなど。自分の親だったら、そんなことできないですよ。もっと、その辺を考えて頂きたいというのが、まず、1つ。

それからですね、えーと、実はここにですね、3月、20、あ、ごめんなさい。令和3年2月19日、臨時会の議会録があります。この時に、あの僕が今お話した当時課長さんが答弁したものを抜粋して、ちょっと僕はあげました。で、この時に町長さんどういうふうに答えているか、ご存じですか、町長さん。記憶無いですよ。うん、あんまり深く考えてないからです。いいですか。その前に僕も知らなかったんですけど、接続詞ってという言葉ご存じですか。接続詞。文章と文章を続く接続詞。で、この接続詞のけれども、けれどもってという言葉があるんです。これの定義を調べますと、逆説の接続詞ってという言葉だそうです。逆説、意味わかりますか。文章と文章は違いますよってことこの接続詞です。その中で2月19日、町長さんはこう答弁しています。ただ今、先程、総務課長さんが答弁した通りでございます。けれども、ここで出てくるんですよ。けれども、このぬくもり温泉の施設に関しては、数年の内にどうすべきかということの方針をお示しして、そしてしっかり地域住民の皆様と論議をした上で、方向性を固めて行きたいだ、行きたいというふうに思ってますと。いうふうに答弁しているんです。ということは、課長は閉めたい。町長さんは閉めたいっていう課長のことに對して、けれども、閉めたくないという意向ですよ。町長さんの意見とすれば。ということは、閉めたくないけども、閉めたくないような方針で今後の方針を固めていくってことで、とらまえられるんですけども、それで間違いないですか。お願いします。

(議長)

町長。

「町長」

まず、行政運営を預かる立場で、義理と人情で仕事はできないということは、申し上げておきたいなと思います。しっかりですね、全体を見据えた中で、町のため、まちのため、町民のためにどうしたらいいのか。それは、ある意味では感情を殺しながら、やらなきゃいけないところがあるということをご理解頂きたいなと思います。

私はまちの将来のために、まちがどうあるべきか、そのことを真剣に考え、この議会の場で議論をしているつもりでございますので、その点についてはですね、是非、ご理解頂きたいなと思います。

また、けれどもという接続詞、ああ、なんか高校受験を思い出すなあというふうに思いますけれども、また、けれどもと使ってしまった。すいません。

その私の答弁、一言一句を拾い上げてご質問されてるようですけれども、すいません、口癖なんですかね、けれども、たくさん使ってしまうようでございます。

当時の答弁を踏まえて、先程来、申し上げてますけれども、本来であれば、廃止の方向に向かって検討していく。ただそれは、それに代替するぬくもり温泉に代替する施設

と成り得る、あすなろ福祉会が運営している施設で代替できないだろうか。

また、利用者や地域の住民の皆さんがしっかり理解されるような段階になるまでは、それは廃止をしないということでございますので、当時の課長の答弁と私の答弁が大きく食い違っているという認識はございませんので、何度も繰り返しになりますけれども、今後、先程来、答弁してまずとおりでございますので、ご理解頂ければなと思います。

(議長)

増永、あ、増永議員。3問目の質問がありますが、1時まで休憩したいと思いますので、ご理解をお願いします。

それでは、1時まで休憩致します。

休憩 11:55

再開 13:00

(議長)

休憩を閉じて、再開致します。

それでは、増永議員の3問目の質問からお願い致します。

「増永議員」

はい。議長。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい。

それでは、2回戦に入ります。

防災スピーカー新設についてということで、この防災スピーカーという言い方につきましては、本来では吹鳴装置とかっていうふうに言われておりますが、町民の方々がそれを100%わかっている方は、いないべな。本人、私もそういうふうに思いまして、あえて、防災スピーカーという名称で言わして頂くことをご了解頂きたいと思えます。宜しいでしょうか。

防災スピーカーは、消防署が消防団員に火事災害等を知らせるため、江差町に29基、29か所設置されております。各分団は消防団員を集めるのに苦慮しているようです。現在は各分団の努力によって、定員数を何とか確保しているようですが、今後は江差町全域から集めるような状況となると思えますので、今から江差町全域を100%カバーできるような防災スピーカーの設置をしなければなりません。



火事災害等時は、1分1秒を争う状況では、LINE、電話等がありますが、一番早く多くの団員に告知出来るのは防災スピーカーだと思っておりますので、是非、早めに増設し、江差町を100%カバーできる体制にするべきと考えますが、如何でしょうか。

(議長)

町長。

「町長」

増永議員の3問目にお答え致します。

防災スピーカー、いわゆるサイレン遠隔吹鳴装置は、火災や災害時などの際に消防団員を招集することを主目的に江差消防署が設置したもので、現在、29基が運用されています。

江差消防署では町内を4地区に分類し、火災発生個所や火災規模に応じてサイレン遠隔吹鳴装置を作動させており、これまでに消防団員からサイレンが聞こえなかったとの苦情はなかったとのことですが、サイレンを鳴らした後の音声については、風向きや高気密化された住環境などの様々な要因により、時に聞取り辛いことがある現状も認識しております。

江差消防署においては、消防団員を集めるための機能として町域をカバーしている状況にありますが、現状において、サイレン遠隔吹鳴装置を増設する予定はないとのことですので、ご理解願います。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

増設の予定が無いということですが、やはり皆さん、災害は忘れた頃にやってくる。やはりこの災害につきましては、南西沖地震から約30年経ちました。で、その間、その間というかその時ですね、やはり江差町には1メートルの津波に、が来ております。で、結局、道の方で出しております津波警報は、江差町においては3.6メートルが南西沖地震が来たらなりますよってという告知をしております。3.6メートルです。3.6メートルの津波が来るという所に、子供の施設をつくるのが如何なものかなというふうに私は考えますが、やはりそういった、やはり人命の重さ、事業の重さを天秤に掛けて頂いてですね、やはり自然災害が人災にならないように、やはり考えていかなければならないと思いますので、やはり消防団員には1分1秒、争うような状況になっております。たまたま天気が悪いから聞こえない、雪が降って吹雪で聞こえない、そういう

状態をつくらないで頂きたいんですよ。で、やはり消防団員は、江差町民の生命と財産を守る私達の最後の砦ですから、その方々がやはり一早く行動ができるように、是非とも検討を頂きたいと思います。

**(議長)**

総務課長。

**「総務課長」**

ただ今のご質問にお答え致します。

今回のご質問の趣旨としますと、消防団員を集めるための増設ということでのご質問ということで、1問目答弁をさせて頂きました。

再質問の中で、情報としての正確性とか、そういった部分でのご質問だったかと思えます。

私どもの考え方としますと、消防団員を集めるための施設とすると、そこは充足されているだろうなというふうに認識してございます。ただし、防災情報を伝達するためのシステムということに関しては、これまでも議会の中でご議論頂いておりますが、そこに関しては、今後の大きな課題ということで認識してございます。あくまでもスピーカーを鳴らすことで消防団員を周知参集させる。その他の情報に関しては、単にスピーカーだけで充足できるか。もしくは、他の町が設置しておりますように、個別の物が必要か、そういった部分に関しては、現在も検討してございますので、ご理解を頂ければと思います。

**「増永議員」**

はい。議長。

**(議長)**

増永議員。

**「増永議員」**

はい。ありがとうございます。

理解はしました。で、そういう方向性で行くとも分かりました。ただ、思いと現実がどうなのかな。やはり前向きに一早くその対応をして頂かないと、先程も言ったとおり、災害はいつくるかわかんないんですよ。ですから、ゆっくりとね、予算が付いたらやりましょうじゃなくって、前向きに、前向きに1日も早く、やはりなんちゅって江差町民を守る砦ですので、その辺を考えて頂いて一早く設置の方をお願いしたいと思えます。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。

増永議員、通告のいわば質問内容は、今総務課長が言った内容で消防団員を招集する時は、サイレンを鳴らして火災であるとかそういったところで、招集の場合の増設ということで答えさせて頂きました。2問目の再質問の中では、それ以外に音声で伝える部分で如何にどうやってというところがございますので、1日も早くというご質問でございますけども、うちの町の課題であるというぐらいの程度しか、今お答えできませんので、その辺はご理解下さい。はい。

(議長)

以上で、増永議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、田畑議員の発言を許可します。

「田畑議員」

はい。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

私からは、大きく2点ほど、質問したいと思います。

1点は、町長の政治姿勢について、お伺い致します。

大きく2点目は、日本遺産、今カウントダウンされようとしております。取り消し、取り消さない含めて、これについて、あの、質問したいと思います。

まず、第1点目の政治姿勢、この中で1つ目、私は町長が10年前の選挙公約で、1つのうちに、この町に、あの、JR江差線跡地に花を植える、素晴らしいことだと思っておりました。その今現状はどうなっているのか。どこにどれだけいつ何を置いたのかを1つ説明してもらいたい。

2点目は、令和4年の町長の所信表明で、この町の人を幸福にすると、こうおっしゃっておりました。また、唇が渇かないうちに、今年是不幸な町民をゼロにすると、こう僕は確認しております。これについていったいどういうことなのか、まず、説明を求めます。

3点目。常に町長は時あるごとに、政治姿勢として、とにかくこの町には、外貨を稼

ぐんだということを、日々、豪語しております。

この3点について、まず、質問致します。

答えなさい。お願いします。

(議長)

町長。

「町長」

田畑議員の1問目、私の政治姿勢について、また、選挙公約違反ではとのご質問について、お答を致します。

1点目のJR江差線跡地への花壇整備と植花については、最後に答弁をさせていただきます。

2つ目の町民を幸福にすると、不幸の町民をゼロにしていると言っているが、どのようになっているかというご質問でございました。

まず、申し上げますが、私が3期目の町長に就任させて頂いた直後の令和4年第3回江差町議会定例会において、町長就任3期目の所信を表明させて頂きましたが、その中で町民を幸福にすると表現はいたしておりませんし、令和5年に所信表明をした事実はありません。

従いまして、事実に基づかないことにお答えすることはできませんし、公式の議会の場において、事実のないことを用いて、選挙公約違反として質問されることを大変遺憾に思います。

3点目の外貨を稼ぐとは、とのご質問にお答えをします。私が使っている外貨とは、外国の貨幣ことではなく、江差町民以外の人達からのお金のことです。外貨を稼ぐためには2つの方策があり、一つ目は江差の事業者が作った物を町外の方々に購入して頂く、もう一つは町外から江差に来て頂いて、お店や宿泊施設などで消費して頂くことです。こういった外貨を稼ぐことは、人口減少が進む江差町にとって重要な視点であると考えており、町の経済の好循環につなげるための物とご理解頂ければと思います。

最初に戻りますが、1点目のJR江差線跡地への花壇整備と植花についてでございますが、現在、私は平成26年に町長就任以来、3期目の2年目の町政執行に当たっておりますが、1期目2期目、あるいは3期目のいずれかの段階でも、議員が指摘される内容について、公約に掲げた覚えがありません。

ここで議長に、反問権の許可をお願いしたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

ただ今の反問権の行使の要求について、許可致します。

事務局は、これより残り時間、持ち時間を停止して下さい。

(議長)

それでは、町長の発言を許可致します。  
町長。

「町長」

はい。反問権の許可、ありがとうございます。  
田畑議員のご質問の1問目につき、1問目1点目につきまして、私がいつどこで公約としてJR江差線跡地への花壇整備と植花について、町民の皆様とお約束したのか具体的にお知らせ願います。  
また、ご質問の趣旨はどういったことなのか、具体的に確認させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願い申し上げます。

「田畑議員」

はい。議長。

(議長)

田畑議員、答弁お願いします。

「田畑議員」

ええ、今日私のミスですけど、あの、10年前の町長選挙のポスターにちゃんと書いています。それをどうしたらいいですか。私家まで行って持って来ますか。どうしたらいいでしょうか。しっかり載っています。あんた嘘つきだよ。載ってますから。まず、それ1つです。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

持って来ますか、家行って。

(議長)

田畑議員。(田畑議員：はい。)  
あの、あなたとかじゃなくて、町長なんで、その辺、きちんと言葉、選んでお願い致します。

「田畑議員」

そりゃ色んな表現方法ありますよ。町長と認める方は、町長と言うんです。俺は、認めてないから、あなたって、今、言ったんです。以上です。

(打越議員：町長は、町長だ。)

(議長)

町長は町長なんで。

「田畑議員」

俺は認めていませんから、あなたでいいと思います。

(「(笑)の声」)

「田畑議員」

あの、ポスター持って来ますか。今家行って。暫時休憩した方がいいんじゃないの。あなたが嘘ついてるか、俺が嘘ついてるが、それ、はっきりしましょう。今、行って来ますよ。

(議長)

あなたという、あの、言葉、ちょっと止めて下さい。  
ちゃんと、町長と答えて下さい。

「田畑議員」

いや俺は、あなたって言いますよ。あなたの何悪いですか。

(「議長、注意してやって下さい。議長。」の声)

(打越議員：発言させるな、議長。)

(議長)

いい加減にして下さい。町長なんですから、ちゃんとそこら辺はちゃんと、ルール守ってやりましょう、田畑議員。

認める認めないは、あの、田畑議員の考えですんで、それは尊重しますけれども、あくまでも、町長なんで、それは、ちゃんときちんとお願ひ致します。

「田畑議員」

はい。それは、ちょっと、こっち、おきましょう。

もう一度、町長にね、あの、どうします、ポスター持って来ますか。ある。

(「はっきりさせた方がいいんじゃない、はっきり。’)の声)

**(議長)**

はい。町長。

**「町長」**

えーと、嘘ついてる嘘ついていないではなくて、私自身にそういった公約に掲げた覚えがないので、そう言った事実があるんであれば示して頂きたい。その上で、ご答弁をさせて頂きたいと申し上げているところでございます。

**「田畑議員」**

議長。

(「証拠持って来て・・・の声」)

**「田畑議員」**

はい、じゃ、証拠持ってきますから、暫時休憩して下さい。

(打越議員：駄目だ、持ってこねば駄目だ。)

(拍手あり)

**「田畑議員」**

私、行って来ますよ。

お願いします。

(打越議員：休憩できない。)

**(議長)**

はい、じゃあ、暫時休憩致します。

暫時休憩 13 : 15

※ 田畑議員：証拠資料を取りに自宅へ戻る。

※ 田畑議員が入場後、持参資料を確認するも記載なし。

再開 13 : 32

(議長)

休憩を閉じて再開します。

ええ、ただ今・・・。

「西海谷議員」

議事進行。

(議長)

はい。西海谷議員。

「西海谷議員」

えーと、ただ今ですね、一連の田畑議員の言動、それから、その上で、振る舞い、それと、この議長のいわゆる裁きも含めましてですね、議運を開いて頂くことを、しっかり、今後の議会の運用につきまして、運営につきましての議運を開いて頂くことを要求します。

あ、すいません。もう1点。今、皆さんがお持ちになったこの資料、これを本議会の方にですね、出せるものなのか、出せないものなのか。これ、しっかりルールありますよね。そういう上では、ちゃんと議運の中でこの資料を精査した上でですね、しっかりと、置き換えて審議するってことが筋だと思っておりますので、議運の開催を要求致します。

(議長)

それでは、議運の開催をお願い致します。

議運を開催致します。

休憩、そのまま、休憩。(事務局長：暫時休憩。)

暫時休憩。

暫時休憩 13 : 34

※ 議会運営委員会開催中

「事務局長」

皆さん、申し訳ございません。休憩時間についてですが、14時20分頃まで、休憩とさせて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

再開 14 : 18



(議長)

休憩を閉じます。

議会運営委員会に諮問し、委員長より報告がありましたので、私より申し上げます。

今回、反問権中に田畑議員より、町長に対する「あんた」という不適切発言、一般質問、1問目1項目が証拠書類確認の結果、事実に基づかない発言であることを確認致しました。

(打越議員：それなら、駄目だ。)

(議長)

これにより議会に対し、明らかな混乱を招いた事実は明らかであり、田畑議員に対して、強く注意し謝罪を求めます。

田畑議員。

「田畑議員」

議長。

「打越議員」

謝罪せ。

「田畑議員」

え、大変、申し訳ありませんでした。

謝罪します。

「打越議員」

今度、気つけれや。

(議長)

打越議員、静粛にお願いします。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。

「打越議員」

はい。わがった。

「室井議員」

ちゃんと、注意すれっこの。  
注意なさい。

(議長)

今、注意しました。

「室井議員」

何回も、何回も。

「打越議員」

わがったって、ゆってんだってや。

(議長)

打越議員、お願い致します。

「打越議員」

わがった。

(議長)

はい。

(議長)

それでは、田畑議員の1問目1点目については、現時点において、事実に基づく質問とは認められないため、1問目1点目の取り下げを勧告します。

田畑議員、1問目1点目を取り下げることで宜しいですか。

「打越議員」

はい。

(議長)

宜しいですか。

「田畑議員」

ちょっと待って、ちょっとね。

(議長)

宜しいですか。

「田畑議員」

宜しくない。

「打越議員」

宜しくない。

「田畑議員」

発言していいですね。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

あの、この花の件は、あの、取り下げます。今、謝罪しました。

あの、1問目、まだ、終わってませんので、関連質問ですから、今、これから言います。

(議長)

いや。認めません。

田畑議員の1問目1通、1点目については、会議規則に基づき不許可とします。

それでは、田畑議員の一般質問に戻ります。

1問目の2点目、3点目で、再質問ありますか。

「田畑議員」

あの、1問目のね、関連事案、あと、2つある……。

(議長)

1問目は認めませんので、2問目、3問目をお願い致します。

「田畑議員」

いや。

「打越議員」

議長の言うこと聞けって。

「田畑議員」

これは、ポスターの件とその件はもう認めて、今、謝罪しました。

でも、まだ、1問目終わっていないんですよ。まだ、今、聞いてないじゃないですか。まだ、終わってません。

(議長)

認めませんって言ってるんで、議長の指示に従って下さい。

「田畑議員」

1つまず、質問あるんですよ。

「事務局長」

暫時休憩、暫時休憩して下さい。

(議長)

暫時休憩致します。

暫時休憩 14:21

[反問権終了により質疑時間の再開 14:22]

再開 14:22

(議長)

再開します。

「田畑議員」

はい。議長。

じゃあ、一応、まず、あの、百歩譲って取り下げましょう。

(「百歩譲っての声」)

「田畑議員」

2問。

「打越議員」

そういうのねえじゃ。

「田畑議員」

これは、まさに、あの、これも私の資料不足で、今日出せなかったんで、何と言われ  
ても構いませんけど、100%令和4年度と5年度に、このように、町長は発言して  
おります。言葉違うと思うんですよ。多分、江差のまちを幸福にすると。そして今年  
は、不幸な、不幸な町ゼロだと、僕の記憶で思うんですけど、是非、広報見たらなっ  
てるはずですよ。これ絶対間違いありません。ちょっと、最初の言い方が悪くて大変、あ  
の、混乱招いて申し訳ないけど、

「打越議員」

誤解だ。

「田畑議員」

その件について、あの、私はたった1つですよ。ねえ、町民を幸せにする、何です  
か。たった1つ、たった1つ。それは、まちに雇用の場をつくる、これにもう、もう本  
当にね、あの、もう1点に絞っていいぐらい、これが一番急務ですよ。当然そうす  
ると、もう、まちがすべてハッピーになりますよ。これが照井町長の目標だと思  
うんですが、具体的にまちをハッピーにする、ね、話したら同じことですよ。グ  
レーか、ね、あの、ねずみ色かの話ですよ。と、僕は考えるんですけど。ただ何  
を持って、ね、町民を幸福にするんですか。簡単に答えて下さい。どうぞ。

(議長)

町長。

「町長」

私、控え目にしてきたつもりでございますけれども、この1問目の②の部分につ  
きまして、この点についても反問権を使いたいと思いますので、議長の許可を願  
います。

「田畑議員」

ゆってる、ちゃんと見なさい、ここ。載ってるから。俺、嘘ついてない。

(議長)

それでは、反問権の行使の要求について、許可します。

「町長」

はい。議長。

(議長)

事務局はこれより、持ち時間を停止して下さい。

町長の発言を許可します。

町長。

[反問権により質疑時間の停止 14:27]

「町長」

えーとですね、まず、町民を幸福にするということを令和4年度所信表明で、私が申し上げたということ、もう1点は、令和5年に所信表明をしたとう事実、この点についてお伺いしたいんですけども、まず、後段の令和5年所信表明とありますけども、私自身令和5年に所信表明は致しておりません。執行方針をしています。なので、田畑議員のご指摘の文言というのは、どこを探しても見つからないのではないかなということ、もう1点の町民を幸福にするということを、令和4年度所信表明で申し上げているということですので、その点についてどこで申し上げたのか、ご指摘頂ければと思います。宜しくお願いします。

「田畑議員」

はい。議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

今、言ったじゃないですか。広報に載っていると。あんた、ちゃんと言ってますよ。

「町長」

だから・・・。

「田畑議員」

答え。だから、広報見て、持って来て下さいよ。俺、ちょっと、今日、忘れたんだけど、役場にあるでしょ、広報持って来て。暫時休憩して。

「塚本議員」

広報、ないよ。

(議長)

認めません。

田畑議員。

「打越議員」

あんたが持ってこえ。

(議長)

先程もやった通りに、持って来て持って来てでなくて、認めませんので、

「打越議員」

はい、議事進行。

「町長」

反問権に答えて頂かないと議論が出来ないんですけど。

(議長)

はい。答弁の方、お願いします。

「田畑議員」

なし。

「打越議員」

認めねえって議長言ったら、認めねば駄目だべ。

(議長)

それでは、事実の確認されていないということで、宜しいですね。

「打越議員」

はい。

(議長)

はい。

「町長」

ちよちよっと。いいですか。

(議長)

町長。

「町長」

で、あればこそ、この質問についても、取り下げ頂きたいと思います。

「田畑議員」

下げます。

(議長)

はい。

じゃあ、質問を取り下げになります。

[反問権終了により質疑時間の再開 14:29]

(議長)

それでは、田畑議員、2問目の日本遺産の取り消しの、あ、2問目について、質問お願いします。

「田畑議員」

議長。

(議長)

はい。

「田畑議員」

違いますよ。外貨を稼ぐ、まだやっていませんよ。

(「笑い」の声)

(議長)

どうぞ。

「田畑議員」

あの、町長は幾度も色んな所で、時あるごとにこの町の発展には、外貨を稼がなきゃならないと、本当にゆっております。なんか町長間違っています。外貨というのは、外国の貸でなくて、要は稼ぐということですよね。要は、江差にいくらお金を、もう、落としてもらうかということなんですよ。これがすごく大事。ね、このことを聞いているんですよ。そういうための、だから、あの、雇用の場にしろ、色んなその観光資源にしろ、とにかく江差に来てもらってお金を落とす。これが外貨を稼ぐ1つの方法ですよ。これについて、どう考えています。



「打越議員」

そのぐらい、わがってる。

(議長)

町長。

「町長」

田畑議員のおっしゃるとおりだということを先程、答弁させて頂いたつもりでございます。

(議長)

はい。2問目。

「田畑議員」

いや、再々質問します。

「事務局長」

3回やりました。

(議長)

3回、やりました。終わりました。

「打越議員」

はい。

(議長)

はい。

「田畑議員」

はい。じゃあ、あの大台の最後の2問目の質問に参ります。

日本遺産認定取り消し、私は今、カウントダウン始まっているところだと認識しておりますけれど、5月15日以来、4月の新聞報道、そして、この先立ての5日のヒアリング、文化庁と江差町の話し合いです。これについて、何度もどういう内容なのか。話を、何を話合っているのか。どういうリペアーの改善策をしているのかということ、資料でも要求しましたが、未だに出て来てません。会議が秘密に非公開で進めている。これは、私は許すことはできません。秘密に会議をする、非公式にする、その法的エビデンスを町長に答弁願います。

(議長)

町長。

「打越議員」

答弁なんてねえべや。

「町長」

田畑議員からの2問目、日本遺産の取り消しの期限が近づいていることについて、今日現在、どのようになっているかのご質問にお答え致します。

まず日本遺産の取り消し期限が近づいていることについてですが、現時点で再審査という状況であり、取り消しではありませんので、お間違えのないようお願い致します。

なお、今日現在の状況につきましては、先程、飯田議員の一般質問でも答弁のとおり、9月5日に現地調査を受け、今後、現地調査時の評価委員の意見などを踏まえ、最終的な地域活性化計画を提出することとなりますが、町として認定して頂けるよう、取り組んで参ります。

「田畑議員」

議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

ここで、あの、私、動議を、あの、あの……。

(議長)

すいません。今、一般質問中なので、動議、掛けられませんので。

「田畑議員」

この流れの中で、基本的には……。

(議長)

再質問、お願いします。

再質問、お願い致します。

「田畑議員」

あなた、間違っている。動議……。

(議長)

再質問、お願いします。

「田畑議員」

出来るんですよ。

(議長)

今、一般質問中です。

「田畑議員」

それでも、出来るんですよ。

(議長)

出来ませんよね。

「田畑議員」

出来るんです。

「事務局長」

出来ますけど、しゃべるだけで、一般質問終了まで保留します。

「飯田議員」

まず、一般質問終わってから。

(議長)

まず、一般質問して下さい。

「田畑議員」

ああ、そうですか。わかりました。

ま、これ以上、あの同僚議員も言いました。そのとおりだと思ってますんで、ここで、明確にするためには、我々も、もちろん有権者の町民も担当者もですね、関係者も……。

そういう顔したら、あんた何て、顔しているの。

(議長)

あ、はい。はい。

「田畑議員」

もういい加減止めてくれっていう、顔じゃない、それ。駄目だ、そういう顔したら。

(議長)

そんな顔してません。

「田畑議員」

しましたよ、今。駄目だ。(強い口調で)

気をつけなさい。

(議長)

議長に対して、何で失礼でないですか。

「田畑議員」

なんも、関係ないって。やめれって、あんた、しないと。

「打越議員」

声大きい。

「田畑議員」

態度、大きいよ、あんた。駄目だよ。ね、進めますよ。ちょっと待つてね。

で、もう一度言います。あの、議事録、ね、5月15日から始まって、昨日一昨日のヒアリングまでの議事録の提出を求めます。

議題にして下さい。

「事務局長」

それ、質問じゃないです。

(議長)

今の質問ですか。質問ですよ。質問をして下さい。

「田畑議員」

質問です。

(「質問でない」の声)

「副町長」

暫時休憩、暫時休憩。

(議長)

暫時休憩します。

暫時休憩 14 : 31

再開 14 : 32

(議長)

休憩を閉じます。

田畑議員、質問になっていないので、質問をお願いします。

「打越議員」

ちゃんと理解できるように……。

「田畑議員」

はい。

これは質問では、ないのでしょうか。

「打越議員」

もう1回言ってみれ。

(議長)

質問では……。

「田畑議員」

関連質問だと思っているんですけど、私は。

「塚本議員」

資料要求じゃない。

「田畑議員」

5月15から。

(議長)

それ、資料要求ですよ。

「田畑議員」

一般質問ですよ。資料要求出てこないからね、町は、文化庁から指示を受けて出すな

と言われたそうですよ。文章きていますけど。あと、これしかないなと思って。ですから、ね、議事録の開示をお願いしているんです。

以上です。

(議長)

町長。

「町長」

我々は、議会議長の名前で頂いた資料要求に対して、回答できない理由を添えて回答しておりますので、それでご理解頂きたいと思います。

「田畑議員」

議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

これ、いくら言っても平行線ですので、まず1回終わって、あとで動議を發します。質問を終わります。

(議長)

以上で、田畑議員の一般質問を終わります。

(議長)

次に、小野寺議員の發言を許可します。

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、最後になりました。3点あります。

まず最初に、熱中症対策についてお聞きしたいと思います。

この2、3日、最高気温、少し下がってきて30度切っておりますが、まだまだ残暑と言いますか、1か月以上にも渡る高温高熱、大変な状況で特に障がい者、高齢者、体も弱っている。そういう点を考えますと、この熱中症対策は、まだまだしっかりやっつけていかなければならない。もちろん、先程室井議員からも一般質問ありました。学校の問題についても同様であります。この点について、2つお聞きしたいと思います。

まず、今言いました高齢者、障がい者の対策であります。全国的にも熱中症と思われる症状で亡くなる方、出てきておりますし、最近、私も長年世話していただきました方が8月30

日に亡くなりました。一応病名は急性心不全でしたが、先程言いました長年世話しているということで、この方皮膚病で、もうとにかく高温、もう極度に弱いという状況、そういう方がこれはやはり、今の高温続きで熱中症的なものがあったのではないのかなと思っております。

いずれにしても、高齢者、障がい者、そういう方々、本当に心配な方が多い状況です。ちょっとお聞きしたいんですけれども、なかなか病名ではわからない部分もあるかも知れません。例えば、救急搬送などで一定の状況も把握しているのかなとも思います。今言いました高齢者、障がい者、一人暮らしなどのそういうリスクの高い方、こういう方の状況把握、そしてよく言われておりますが、公的機関の緊急避難所の確保、江差も姥神祭りの時に一応確保はしました。あくまでもあれは限定的であります。こういう点も、もう最高の高温ということは、もう過ぎているかも知れませんが、来年度も含めた対策をしっかりとやっていくためには、現時点でのこの点について、しっかり検証する必要があるのかなという気はしております。そういう状況を確認しつつ、この間江差町として、高齢者、障がい者、一人暮らしの方々の対策、どのようなものだったのか、まず、教えて頂きたいなと思っております。

それから、先程言いました学校の問題、先程室井議員からも答弁ありました。あまり重複したくはありませんが、いずれにしましても、エアコンが無い中での学校での対応、本当に大変だろうと思います。国、文科省、それから道教委などの通達によって、先程の対策等々あったかと思えます。特にエアコンが無いということは、温度、湿度、それがどういう状況なのかをしっかりと押さえた上での対策が、また、学校によって状況が違うとか、きっとあったかと思うんです。それも含めた対策どうだったのか、改めてなるべく重複ないような形で答弁を頂ければ、幸いです。

で、改めてエアコンの設置、先程午前中の質疑でありました。確かに町長部局の財源、手当、これはもちろんそうでしょうが、しかしとは言いながらも、これだけ緊急性がはっきりしていることを考えれば、教育委員会としてこう考えると。全国的に全国的にと言っても、まず北海道が大きいでしょうし、北海道以外ですと、まだ未設置というところ少ないのかも知れませんが、早い所は年度中にこれぐらいやって、残りは来年度に回すとかという緊急的な部分も、しっかり教育委員会が財政当局の方に求めていくと、それぐらいのことを示していかなければならないのじゃないのかなという気はしております。

改めて、ダブル部分があって大変恐縮ですが、ご答弁を願いたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの熱中症対策についてのご質問にお答え致します。

なお、②の学校の対策については、教育長から答弁をさせていただきます。

高齢者、障がい者などの対策におけるご質問でございます。今年度6月から8月までの

間、江差消防署において熱中症の疑いにより救急搬送された件数は、12件と確認しております。高齢あんしん課において承知しております高齢者宅で救急搬送した事例は、1件ございました。本事例は、重篤化した状況には至っていないことが確認されております。

また、公的機関の緊急避難所につきましては、熱中症警戒アラートが発表されている日には、外出を控えることを念頭においた状況を個々に考えて頂きたく、現段階では、冷房を備えた避難所を確保する予定はございませんので、ご理解賜りますようお願い致します。

高齢者等に対する熱中症対策につきましては、厚生労働省より発令されております熱中症対策のチラシを介護予防教室などの各種事業において、7月と8月の2回配布し、対策を行っているところでございます。

少しずつ暑さも治まりつつある中ですけれども、猛暑がまた、今後もないとも限りませんので、高齢者、障がい者、一人暮らしの方々への呼びかけを町内会等へチラシを配布し、ご活用頂きながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

**(議長)**

教育長。

**「教育長」**

それでは、私の方から小野寺議員の熱中症対策に関する2点目、学校における熱中症対策についてご答弁申し上げます。

先の室井議員へのご答弁と重複致しますが、この間の対策として校内での水分補給や塩分の摂取の指示、学校長判断による下校時間の繰り上げ、あるいは臨時休校の措置をとっているところでございます。

エアコンの設置につきましてもこれも室井議員の答弁と重複致しますが、その必要については十分認識しており、財源対策を含め検討を行いながら、今後、町長部局と詳細を詰めて参りたいと思いますので、ご理解願います。

**「小野寺議員」**

はい。

**(議長)**

小野寺議員。

**「小野寺議員」**

えーと、何点かお聞きします。

まず、町長部局の方ですけれども、町長おっしゃいました担当課の方からも、私、南が丘の自治会長やっているということで、可能な限りチラシも渡したりということもしております。多分町長おっしゃったのは、このチラシだろうと思うんですが、エアコンを上手



に使いましょう。エアコンが無くてですね、外に出なくて家に居ればいいというものでなくて、大変な状況だから少しでも外に涼しいところがないか。そういう問題なんですよ。それから、先程の答弁の中になかったかも知れませんが、確かに役場をとおしてもしくは、会議施設等でそれぞれ関わっている所、電話など、それから直接のサービスでは、ヘルパーさん等状況掴んでいるというの、私なりに抑えてはおります。ただ、毎日のように状況抑えられる訳でもない。そういう意味で町長おっしゃったとおり、例えば町内会の力を借りるとか、それはそれで凄く必要だと思いますが、とは言え、必ずしも町内会等のできる訳でもない。やっぱりまずは行政、そしてそれに関わる福祉サービス等の所がどこまでしっかりやっているか。非常に心配なんです。何点かお聞きします。

例えば、一般住宅に方でも町営住宅なんてよくわかるんですが、3階、4階、大変暑いんです。えーと、これどこになるんでしょうか。財政課になるんでしょうか。例えば、そういう町営住宅で必ずしもサービス受けていない方もいらっしゃる。3階、4階、何度くらいになるか、掴んだことあるでしょうかね。財政課ってどっちだ。失礼。何度くらいになっているか。

それから、介護関係、そうですね、町が関わるで言いますと、いわゆる「まるやま」でやっているデイサービスの時に、あそこって暑い時って何度くらいだったんでしょうか。

それから、一人暮らしの方で心配なのは、認知症の方です。定期的にヘルパーさん等がケアマネさん等の話も含めて、水分補給して下さいね、食事ちゃんと取って下さいね、と言っても、一人暮らしの認知症の方はですね、なかなかそうはなりません。そういう方、私、昨日一昨日、ちょっと色々世話しました。水分取ってない、冷蔵庫の中は、腐った物が入っていた。これは、介護事業所でもわかりましたと、あのできれば、毎日のように、ちょっと、顔出すようにしますとかっては言っておりましたが、そういう状況なんですよ。これね、やはり先程言いましたこれから、まだまだ残暑で既にこの1か月くらいで体弱っている障がい者、高齢者、一人暮らしの方々、まだまだ大変だと思うんです。そこをしっかりと、町もそういうサービスのところ、町内会でもいいと思います。改めて、そこを心配なところ、やるということと、実態を掴んで欲しい。その温度って抑えているんでしょうか。どれくらい部屋の温度高くなるか。びっくりするくらいの人いましたね。やっぱり、私そういう時にちょっと緊急避難所ってね、国だって言っているんですからね、緊急避難所、適切に確保して。さっきの答弁何だったんだって、ちょっと思いたくなるんですが、まず、その点についてお聞きしたい。

学校の問題。ちょっとお聞きします。やはり、学校の緊急的な状況というのをリアルにする必要あるなと思うんですけれども、ちょっと調べましたら、学校環境衛生基準というのがあるんですね。この中に換気とか湿度とか、色々あるんですが、温度、温度で言うと、これはあくまでも基準18度以上28度以下であることが望ましいと、こういうふうになってます。これはあくまでも望ましいということで、ですが、基本的に先程、私、学校によって状況が違うという部分ありました。ちょっと参考まででいいんですが、温度の高い時って学校によってどれくらい高くなっているのか、掴んでいる部分あれば、もし資料があれば、ちょっと教えてもらいたいと思います。

以上です。

(議長)

副町長。

「副町長」

小野寺議員、あのいくつか、個別にちょっと個別にご質問頂いたんですけども、ちょっと相対的になるかも知れません。

まず、チラシの部分でのエアコン上手に使いましょうという、こういうことでございますけども、議員おっしゃるとおり、じゃ付いていない公営住宅含めてどうすんのと、いうことについては、そのとおりって言わざるを得ないんですけども、お伝えしたいのは、言わば小野寺議員のこの質問内容から言うと、お祭りの時は、文化会館であったり、役場の保健センター、これは、最後尾の山車が通過するまで、言わば自分の家に戻れない、それから観光客も含めて、一時的なシェルターの形を取った。ただ、議員おっしゃるようにこれだけ続いたら公営住宅に入っている方々含めて、例えば、公共のそういう施設で冷房がある所をシェルターに開設したらどうかというご提案に、私は受け取ってますが宜しいでしょうか。

それで、それで、今言えることは、文化会館冷房あります。保健センターもあります。あと、限られて来る訳です。それじゃ公営住宅の南が丘にいる方が文化会館まで暑い状況の中で、そのシェルターという所まで歩く、この距離間も含めてどうなのかという点もありますし、冷房のある施設については、限られてございます。また、そこに人の配置必要ないのかどうかという問題もございますんで、今年度、これから今日以降については、今のところちょっと難しい。ただ来年度に向けて1つ言えるのは、コミュニティプラザ、いわば旧江光ビル跡地に建つコミュニティプラザが開設する、なる訳でございますが、そういった所については、中心市街地の真ん中にあるという状況もございまして、そこだけは開けるという意味ではございませんけども、今言った今年のような状況も踏まえつつ、色んな役割も含めて考えていきたいと。私からは、公営住宅に3階、4階、何度になるかとか、そういうところはちょっと答えられませんけども、総合的に考えて、今答弁したつもりでございまして、宜しくお願いします。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

えーと、小野寺議員の再質問で学校の教室の温度、把握しているかという部分に関して、私の方からお答えさせていただきます。

学校におきましては、それぞれの教室に温度計、湿度計を設置しております。併せて、暑さ指数だとかを勘案しながらですね、その授業のやり方に関しても、学校の方で

それぞれ工夫しながら進めているところでございます。

ご質問にございました学校の教室での最高気温ということでございますが、先月ですね、1日だけ熱中症アラートが出てですね、臨時休校した日がございました。その時点ではですね、子供達は教室には入ってないんですけども、一番高い所で江差町学校の4階、38度でした。38度と言いましても、計測時点では、生徒さんも入ってない扉も締め切った状態ですので、通常やる場合は、窓を開けて換気対策などを行いながら、室温を下げる工夫を行っているというところでございますので、ご理解頂きたいと思えます。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。

副町長答弁されましたので、要は、対策というのは、何でもそうですけれども、もちろん総体的に全体的にトータルとして、設計組み立てしなければなりません、しかし、対象者は、個々それぞれなんですよね。なので、是非、先程の答弁ありました宜しくお願ひしたいのと、その避難所をできたからといって歩いて行けなんてね、普通そういう対策出れば、やっぱり何がしかで移送するとかも含めて考えますよ。是非、ご検討願ひたいと思えます。学校の方も、宜しくお願ひ致します。

2問目に移ります。

2問目、障がい者計画あすなろ福祉会についてであります。この問題、昨年末報道されてから、特に江差町と全国放送、道内放送も含めて、江差のということで必ず付きます。もちろん江差だけの問題でなく、全道全国同様の問題がありますが、いずれにしても、12月に時点で出ましたこの問題、私は改めて、しっかりこの江差の議会として、議会議員として、引き続き取り上げていかなければならないなという思いで3月議会、6月議会、そしてこの9月議会に取り上げるものであります。

それで、報道されたあと、道で監査しておりました。法律に基づいて行いまして、今年の6月の21日に、運営改善を求める指導というものをしております。若干、その指導の内容読みますが、結婚や同居など利用者が日常生活や社会生活を営む上で、重要な場面においては、利用者の意思決定支援への十分な配慮を行う、こういうことがなかったと。ちょっと中略がありますんでね、という指摘。意思決定支援を行うための体制整備、研修などを実施することと。そういう指導でありました。

今回のこのあすなろ福祉会に対する指導も含めて、北海道は、全道の福祉サービス、調査もして、道として全道の障がい福祉サービスに対して、改めて意思決定、結婚したいとか同居したいとかということも含めた、それぞれの障がいを持った方の意思、自分の考え、それを尊重し支援していくと。その徹底を図るということで、改めて道として、利用者本位のサービスが確実に提供され、障がいのある方の権利が最大限に尊重されるようにと、

いうことを道として、改めて表明しております。

今、一番重要になってきているのは、今回私は、道の監査、それはそれで受け止めることとしまして、強く言われているのは、この意思決定支援です。意思決定支援となんなのか、改めて私、確認したいと思うんですよ。ここが抜けると、これから言います町が計画をつくらなきゃなんない。改めて、3年に一度の計画づくりですね。意思決定支援、国のガイドラインがありますが、ガイドラインでこういうこと言っております。意思決定支援とは、自ら意志を決定することに困難を抱える障がい者が日常生活や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活をおくることができるように、可能な限り本人が自ら意志決定できるように支援し、本人の確認や意志及び選考をし、自分がこれが好きだと、こういうものを好むと、ま、そういう意味ですね、を推定し、支援を尽くして、もし、尽くしたとしても本人の意志及び選考の推定が困難な場合には、最後の手段として、本人の最善の利益を検討する、云々。こういうことを、意志決定支援と言うんです。だとしますと、先程の道の監査、指導、これが十分でなかった。意思決定支援が十分でなかった。施設においては、配慮されなかった。こういう指摘、これから江差町が来年4月以降、障がい福祉サービス全般にわたるサービスをつくる上では、重要な指摘だと、私、思っております。6月議会、3月議会でも、同様な質問致しました。申し訳ないんですが、改めて今日、確認させてもらいます。今の指摘事項は、6月議会のあとですので、改めてこの9月議会で確認させていただきますが、当然この指摘事項は江差町が、今、進めているはずの来年4月からの次期障がい者の計画、これに反映することになると私は考えます。前回言いましたが、この計画づくりは、江差町の江差町障がい者地域自立支援協議会という組織で、策定が進められることになっているはずですよ。どういう議論、検討がされているのか。改めてお伺いしたいと思います。

(議長)

町長。

「町長」

小野寺議員からの障がい者の意思決定支援の徹底を図り、利用者本位のサービスが確実に提供される部分について、次期江差町障がい福祉計画等に反映するために、江差町障がい者地域自立支援協議会等でどのような検討がなされているのか、というご質問にお答えを致します。

次期計画となる第7期障がい福祉計画は、令和6年度より開始することとなりますが、計画を定めるにあたっての基本的方針となる基本指針が国から示され、通知を受理したのが本年6月初旬となっております。この基本指針に基づき、各都道府県並びに各市町村において、検討協議が進められていくこととなりますが、計画策定までの流れと致しましては、北海道が作成する計画の素案等を参照しながら、道内のそれぞれの市町村において計画づくりを進めていくこととなります。

この間、北海道では本年6月14日に1回目の審議会が開催され、8月22日に2回目

の審議会が開催されているようですが、現時点において、北海道としての計画の基本的な考え方や計画素案に関する情報等は、各市町村に流れてきていない状況にございますが、9月下旬から10月初旬頃には、ある一定の素案が示されるものと思われま

す。江差町障がい者地域自立支援協議会での協議状況と致しましては、令和5年7月28日に第1回目の会議を開催し、まずは、本年度までの第6期江差町障がい福祉計画等の検証等を行ったところでございます。

今後は、次期計画の素案づくりに向け、この後示される北海道障がい福祉計画の素案を参照しながら、国の基本指針にも盛り込まれた障がい者の意思決定支援等の部分をどういった形で計画に反映していくかなどの協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

### (議長)

小野寺議員。

### 「小野寺議員」

担当はこっちですが、私あえてこちらを見て、再質問します。

非常に遅れております。他町では、もう進めているところあります。もちろん、江差のようなところもありますが、一定の情報がありますし、国の言っている、先程、示されて部分でもかなりの部分も、もうわかるんですよ。北海道は肉付けするだけです。それで、それを基にもう進めているところはあります。ほぼ半年が終わります。いつもこういう計画、介護保険もそうです。あらゆる計画、国がつくる、国がお膳立てをするこのようなものは、ほとんど、ぎりぎりになって計画つくって、計画できた案が3月のぎりぎりにポン出て来て、そういうことをね、止めて欲しいということが、私の3月、ま、3月の時も言ったと思います。6月、同じことを残念ながら繰り返しているのかなど。これはやはりね、担当課だけに済む問題では、私、ないと思っているんですよ。ましてや、何度も言いますが、江差のあすなる云々ということ、が、まだまだ報道されている中で、江差がしっかりと計画をつくらなければならない。もちろん、町長何回も言っているとおり、私が主張している江差で何とかならないか。ということについては、町長もちろん、国等でしっかりやって一定の方針、財源的な裏付けがなければならない。それはそれで、町長のおっしゃることは、私も理解できる場所あります。ただ、江差としての計画づくりはですね、やっぱりやっていかなきゃなんないですよ。私も仕事柄、私、NPOやっている、町内会やっている等々から、担当課のところ何度も顔出したり、大変色んな業務が、新たな業務が、マイナンバーが、今日の朝、道新見ましたら、マイナンバーの再点検で檜山管内では、江差だけでしたっけ。などなどなど。本当に次から次と町民福祉課の方に仕事がきている。そういう中で、この大事な計画づくりについて、やはりしっかりと、町長、副町長がね、目配せしながら大事な計画づくりについてどうなっているんだと。やんなかったら駄目だと思っているんです。まず、その点1点、強く申し上げたい。

で、その上でなんです、こう言っても、きっと担当課答えると思うので、少し向こう

へ喋りますが、是非、今残された本当に短い期間ですよ。あと実質的には、何か月間しかありませんね、実質的には。で、今回この計画をつくる、いわゆる自立支援協議会に該当法人の一定の専門的な立場の方々も入りますよね、入っているはずなんです。今回のこの法人の方々も入る。これは一応、そういう流れできているとすれば、私は、それはそれで受け止めます。であれば、尚更、先程、私言った色んなことを江差の計画をつくる時に、私、6月議会でも言いました、3月議会でも言いました、あまりもう繰り返しません。あすなろの施設で起きた色んな事案について、しっかり検証して、今度つくる計画の中にこういう事を繰り返さないようにということを、その当の法人からも、この協議会に出てくるとすれば、尚更、実のある論議をして、しっかりと計画をつくるということをやってもらいたい。ちょっと遅れてますね、色々、色んな手続き的には。是非、この協議会の中で、実のある論議をして、やってもらいたいということと、何度も言いますが、この協議会だけで計画づくりに終わらしたらね、私、やっぱり駄目だと思っているんですよ。もっともっと、幅広い障がい者の方々、特に今回色々出て来ています、あすなろ学園のグループホームに入っている方々に声をどうやって吸い上げるか。残念ながら今回アンケートはやらないということも、事務段階から聞いております。それだけでなく、従来の江差町の計画づくりのアンケート、対象者が非常に少ない。びっくりしました、私、数。ですから、実態を調べるためにも、状況を掴むためにも、より緻密なやり方で、今の現状を把握し、計画に反映する。そして、今回のこの法人の担当者とも、忌憚りの無い意見交換もして、より良い計画づくりに向かっていく。そういう仕組みづくりをね、大急ぎでやらないと、また今までのようにぎりぎりで作る、そんなこと止めてもらいたいと思っています。

是非、答弁を願いたいと思います。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

小野寺議員の再質にお答え致します。

小野寺議員のご質問にもありましたが、去年の新聞報道等であった内容のものについて、北海道において、ご質問にあったような、あの、利用者の意思決定支援に対する十分配慮の部分で改善を求めるという通知が法人の方に出されまして、法人側と致しましても、今後ですね、そういった意思決定に在り方の聞き取りの部分については、あの、丁寧に対応していくというような、報告がなされております。そういったことも含めましてですね、今後ですね、定期的に北海道の方も途中途中で、状況等の確認もしながらですね、今後進めていきますし、それらの部分の情報も町の方にも入ってくると思いますので、そこら辺は、また、随時対応していきたいと思います。

いずれにせよですね、今回のこういった事案も含めまして、国においても、次期計画策定に向けられた、向けて示された指針の中でも、そういった部分の内容が一部追記されて

おりますので、引き続き北海道ともですね、連絡を取りあいながらですね、北海道の計画がどういうふうに盛り込んでいくのかとか、市町村の計画では、どのような表現で盛り込んでいくのかといったものも協議しながら、協議会でも検討を進めて参りたいと思いますので、宜しくお願いします。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、宜しくお願いします。

3番目に移ります。この問題も、昨年6月議会だったと思うんですが、私の実体験を踏まえて、不登校対策をお聞きしました。そのあとも、予算質疑だったかと思うんですけども聞きました。改めて、若干私としては、どうなのかなというのも正直ありますので、この間の私なりの思いも含めて、ちょっと質問に反映させてもらいました。2つあります。

まず、改めて、改めてですが、現在の不登校児童生徒の現状、毎年毎年状況変わると思っていますので、まず、それをお知らせ願いたいと思います。

それで2つ目なんです、これが先程言いました昨年から取り上げた問題なんです、要は不登校の生徒さん、児童生徒さんの対応について、どうなんだろうというのが私の大きな思いとしてあります。昨年の6月以来法律も変わって、いわゆる略称で教育機会確保法、確保法ですね、確保する、確保法というものができて、それに基づいて、この不登校対策も大きな柱として、色々できております。私もなかなか一つ一つのどうなのかなというのわからない面もありますが、だいたい全国全道的な展開の中で、学校にちょっと行きづらいな、学校に行けないな、行きたくないな、しかし、別な所だったら行けるな、というようなところも含めて、それをしっかりと先程言った法律の中で、そういうこともあるよ、学校行かないこともあるよ、そういうことが文科省の方で法律に基づいて設計し、全国的に展開されてきております。

で、そういう方法論として江差どうなんだということが、昨年の6月議会の質問でありました。それが今どうなっているのか。江差町としてどういう私の提案以外も含めてですけどもね、どうなっているのか、教育委員会での検討、どうして今現状現時点では、どういう考え方なのか、この点について、改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

小野寺議員からの不登校対策についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の不登校児童生徒の現状についてでございますが、不登校の定義にあてはまる児童生徒は、8月末現在で4名となっております。不登校の要因については様々です

が、いずれも学校と家庭が連絡を取りながら、本人の様子の確認や登校に向けた話し合いを持ちながら、対応を行っているところでございます。

2点目の児童生徒の居場所づくりに関するご質問でございますが、小野寺議員からは、従来から居場所づくりに関する様々なご提案を頂いており、教育委員会と致しましても、子供それぞれの事由や特性に応じた対応が求められているものと認識しております。

先程、教育機会確保法というお話もご質問の中にもありました。まさしくこの法律は、多様で適切な学習活動を補間するというような法律だと、私も認識しております。

このため、本人や保護者の意向はもとより、学校現場の意見や要望、あるいは、ICTを活用した学校に限らない、個別最適な学びの提供できるよう配慮して参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

えーと、わかりましたというか、動きとしては、昨年の6月から結果的には変わっていないのかなと、率直に感想として思っております。

改めて、今の答弁を受けてちょっとお聞きしたいと思うんですが、もちろん多分、今の教育長の話ですと、その教育機会確保法を国の考え方をベースにしつつ、色々検討ということありました。もちろん何らかな検討するとすれば、だいたいは、財源、お金も当然必要になってくる、当然人も場所もということも出てくるかも知れない。ですから先程のエアコンじゃありませんけれども、一定の時間も取りながら、場合によっては、町長部局とも財政的なことも含めれば、時間を取った対策に当然なると思うんですね。前回道南の一定の動きなども、少しちょっと勉強してみたいということも、前の担当の部分でありました。

いずれにしても、今の答弁でもう少し具体的に江差教育委員会として、どういう選択肢も可能と考えたことも検討しているのか。結果的には、学校か自宅か、選択肢は2つしかないのか。これ残念ながら、函館だ、札幌だ、道南で言うと、七飯も色んな場があります。ですから、人的な問題もあるかも知れませんが、財政的にも大きいのかも知れませんが、その不登校の子供にとって、色んな場ありますよって、法律的なことを言ったとしても、現実問題、江差町として学校と自宅以外なかったら、結局居場所と言ったってその2つですよ。どういう検討と言いますか、先進的な事例なども踏まえた検討、内部的な検討でも構わないんですけれどもしているのか、ちょっと教えて頂ける範囲で教えてもらえればなと思います。

(議長)

教育長。



## 「教育長」

はい。具体なご質問ありがとうございます。

教育機会確保法の施行に伴いまして、実は、本年の3月に文部科学省の方で、心プランというものが取りまとめられております。その中には、3つから4つの視点があったんだろうなと思います。

1つは、子供達の居場所づくりです。教育支援センターを新たに学校以外つくるのか。あるいは、学校内に教育支援センターなるものを設置するのか。もしくは、適用指導教室みたいなものを地域の中でつくっていくのか。2つ目の視点は、保護者への支援をしっかりとするという事。そして、3つ目の視点と致しましては、学校がチームとして、成立するような取り組みをしっかりとやって下さい。こういったものが心プランの主たるものだと思います。

少なくとも江差町の町内の学校につきましては、子供の居場所の在り方につきましては、まだ、未着手に部分がございます。ただ、各学校におかれましては、チームを編成しながら、子供のニーズの把握、あるいは普段の様子、ここについては、きめ細かく議論をしております。私どもも子供を一人一人のですね、そのニーズに沿ったものをまずは、的確に情報を集めていきたいと思っています。

それと、令和3年にできた教育大綱、改めて皆さんにお示ししますが、照井町長が子供達の誰一人残さない教育行政を推進すると、教育大綱の一丁目一番地に掲げてますので、我々もそれを意に返しながら、事業なり、チーム、あるいは適切な取組をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

## (議長)

小野寺議員。

## 「小野寺議員」

今ありました色んな方法論、それはそれで、是非、進めて頂きたいと思えます。

それで、どうしても教育センター的な、その上物と言いますか、学校の中ということもあるかも知れませんが、どうしても、これ、財政的な部分が大きいということは、教育委員会としては、なかなかしんどい部分もあるのかも知れません。ですので、その実は、色んな資料みると、今、教育長おっしゃったようなことをもっと柔軟に地域の力を借りると言いますか、地域の場所を確保するとかってということも含めて、結構柔軟な居場所ということをやっているんですね、ですから、もちろん、その函館だとか、北斗でしたか、も、教育センター、そういう場所を確保するとかってありますが、仮に、直ぐそこに行かなくても江差は江差なりに、例えば、その地域の退職教員の方々とかですね、そういう力も借りるとか、場所は、一定程度の公的なものって沢山あるので、別に新たにね、立派なものをつくる必要かも知れませんが、問題は、私は、人材だと思っているんですね。しっかりとその不登校の一人一人の子供達、生徒に向き合える、信頼関係を築ける、継続的に向き合える、そういう人達がしっかりとつくれるかどうか、私、かかっていると思

うんです。で、そういう部分で是非、地域の力を借りるということも含めて、ちょっとやってもらいたいと思うんですが、もしコメントあれば、頂きたいなと思います。

(議長)

教育長。

「教育長」

はい。ありがとうございます。

小野寺議員の言うとおりでございまして、先程の教育機会確保法は、学校外での適切な学習活動の場を確保するといった面も持っております。例えばですよ、来年できる旧江光ビル跡地の中での授業、あるいは、文化会館の図書館のワンスペース、あるいは、小野寺議員がよく、小野寺議員がそもそも対応して頂いた南が丘のふれあいセンター、色んな場所があると思います。そういったものは、子供がどういった場所で学びを続けていきたいか、そういったことを、まずはですね、ニーズの集約に努めて参りたいと思います。

あとは、先程来、申し上げますが、誰一人残さないということを念頭にですね、子供を守護に子供を主役に我々も考えていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

(議長)

以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告のありました一般質問は、全て終了致しました。

これで一般質問を終結します。

「田畑議員」

議長。

(議長)

日程第5号・・・・・・・・。

「田畑議員」

議長。

(議長)

田畑議員。

「田畑議員」

ここで、あの、緊急動議を発案します。

「飯田議員」

賛成者いないから、取り下げ。  
動議発議、賛成者一人一人ゆって、動議成立するんだよ。

「塚本議員」

ちょっと、終わってから……。

「田畑議員」

いや、12分の1以上でも、いって書いてますけど。  
あの、議員……。

(議長)

あの、田畑議員以外の一人ですけども。

「田畑議員」

あ、そうですか。

(議長)

はい。

「田畑議員」

賛成者、誰かおりませんか。

(「いません」の声)

(議長)

はい。

「田畑議員」

じゃ、取り下げます。

(議長)

日程第5、報告第1号、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題と致します。

報告内容については、お手元に配布のとおりですので、説明を省略し、直ちに質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、報告第1号については、以上で終わります。

(議長)

次に、日程第6から日程第14については、令和4年度江差町各会計の決算認定でありますので、認定第1号、令和4年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号、令和4年度江差町水道事業会計決算認定についてまでを、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案理由)

ただ今、一括上程となりました、認定第1号、令和4年度江差町一般会計歳入歳出決算の認定について及び、認定第2号から第8号までの令和4年度各特別会計歳入歳出決算の認定について並びに、認定第9号、令和4年度江差町水道事業会計決算の認定についてでございます。

9会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

認定第1号から第9号まで、ご審議の上、認定頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮り致します。

ただ今、一括議題となっております認定第1号から認定第9号は、令和4年度江差町各会計決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの決算認定については、令和4年度江差町各会

計決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定致しました。

**(議長)**

日程第15、議案第1号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**「町長」 (提案理由)**

議案第1号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

江差町運動公園テニスコートの一部を改修することに伴い、江差町スポーツ施設条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容については、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

**(議長)**

社会教育課長。

**「社会教育課長」 (補足説明)**

はい。

それでは、議案第2号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

議案書は2ページ、定例会資料の1ページから3ページの資料1が改正概要及び新旧対照表となっております。

本改正につきましては、江差町運動公園にありますテニスコート4面のうち、2面を中高生等が安全な環境で気軽にバスケットボールやフットサルができるよう、現在改修工事を行っているところでありまして、10月上旬の利用開始に向け、施設の名称及び使用料金等に係る規定の整備を行うものでございます。

具体的内容につきましては、資料にもございますが、整備される施設の名称を江差町民こどもふれあい広場として新たに追加をし、中高生等が自由に活動できるよう、昼間の個人の利用について申請を不用とし、無料で利用できるよう改正するものでございます。

なお、団体や専用しての利用、また、夜間の利用につきましては、従来どおり事前申請及び使用料金の徴収をすることとし、使用料につきましては、従来のテニスコートと同様としております。

また、利用時間や申請に係る具体的な要件につきましては、関連する江差町スポーツ施設条例施行規則に規定されておりますことから、条例改正に併せまして、規則の方も改正を行って参るものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議方、宜しくお願い致します。

す。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。  
本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第1号、江差町スポーツ施設条例の一部を改正する条例について、賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手多数であります。  
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第16、議案第2号、令和5年度江差町財政調整基金の処分についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**「町長」**

議案第2号、江差町財政調整基金の処分についてでございます。

江差町一般会計において、財源不足を補てんするため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を処分するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。

それでは、議案第2号につきまして、補足説明させていただきます。

議案書3ページをご覧ください。

本件につきましては、財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れるもので、同基金条例に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

本年第1回定例会におきまして、当初予算編成にあたり3億円を取り崩すことをご承認を頂いておりますが、本年度の補正予算編成に伴い、また、今般の物価高騰などに伴う資材費、労務費等の値上がりによる事務事業費の増嵩に対応していくため、更に1億円を処分させて頂くものです。

ご審議の上、ご承認頂きますよう宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結したいと、終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、令和5年度江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を

求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第3号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(議長)

議案第3号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

今回の補正につきましては、役場庁舎消防用設備改修工事など27事業に係る経費の補正、繰越明許費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、2億2,213万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67億7,833万3千円とするものでございます。

また、併せまして、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。

それでは、議案第3号について、補足説明させていただきます。

議案書6ページから7ページの補正予算構成表をご覧下さい。定例会資料は、5ページの資料2となります。

はじめに、役場庁舎消防用設備改修工事です。老朽化に伴い、煙感知器の誤作動が多発していることや、防煙シャッターの自動閉鎖装置に不具合を生じていること等から、庁舎が有する避難場所や災害対策拠点としての機能を維持し、施設安全性を確保するため、消防用設備を改修します。補正額は、159万5千円です。

次に、北の江の島拠点施設整備に係る民間活力導入調査業務委託です。資料は3です。昨年3月に策定した基本構想を踏まえ、基本計画の完成に向け進捗しておりますところ、施設の整備及び管理運営に民間活力とノウハウを最大限活用するとともに、町の財政負担を軽減するための事業手法を調査します。補正額は、969万1千円。その他特定財源は、



かもめ島交流拠点づくり基金繰入金669万1千円と、本年6月に頂きましたシン・エナジー株式会社様からの寄附金300万円でございます。

本補正は、当初予算で計上した基本設計費1,898万6千円を増額するもので、今回の補正により事業費は、2,867万7千円となります。

また、業務期間は、9か月間程度と見込んでおり、今年度内に事業を完了できない見込みでありますことから、補正の予算の繰越しをお願いするものです。議案書10ページに第2表繰越明許費の追加補正を記載してございますので、合せてご確認下さい。

次に、江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業、及び江差マース実証事業について、関連がございますので、併せて説明致します。資料は4と5です。

まずは、負担金事業です。来年度に本格運行を見据えているサツドラホールディングス株式会社との官民連携による新たな交通サービス江差マースの実証実験を、国土交通省の補助金を受け、協議会が事業主体となって実施します。協議会には自主財源がございませんので、当該補助事業に係る経費として、その全額を町が負担金として支出します。この金額が、補正額である2,962万3千円。

負担金を受けた協議会は、実証実験のうち基礎調査と配車予約システムの開発、運用、プロモーション等を行います。

一方、町におきましては、実証実験のうち協議会が担うことができない運行業務と電話予約受付、EZOポイント付与について、協議会の補助金を受けながら実施します。この金額が、江差マース実証事業の補正額895万9千円です。

なお、申し上げましたとおり、本実証実験は国庫補助事業ですので、年度末に補助金額が確定されたのち、負担金の残額分と合わせて協議会から町へ戻入されます。

次に、旧江光ビル跡地活用拠点施設コミュニティプラザえさし備品整備です。資料6です。来年度の供用開始に向けて、コミュニティプラザえさしに必要な各種備品を整備します。備品の選定にあたっては、施設の主要機能を踏まえながら、これまでの住民要望に配慮致しました。主な備品として、モニター、プロジェクター等の映像機器、交流ホールやシェアスペースに配置する椅子、テーブル、交流キッチンの調理器具等を整備します。補正額は、2,416万2千円。全額一般財源です。

次に、地域魅力発信事業です。資料7です。町のふるさと納税ポータルサイトの一つ株式会社クレディセゾンが主催する10月14、15日の2日間、東京都池袋サンシャインシティにおいて開催される特産品PRイベントへ出展し、町の特産品を使用した飲食販売を行うとともに、まちの紹介や観光PRを行い、首都圏在住者への江差の魅力を訴求します。出展負担金のほか、参加旅費、ノベルティ代を計上しました。補正額は、99万円。

次に、地域おこし協力隊配置事業です。資料8です。来年度のコミュニティプラザえさしの供用開始を控え、より多くの住民に利用してもらうための仕組みづくり、ニーズや流行を捉えたイベント企画などに力を発揮してもらうよう、多様な視点や経験を持った地域おこし協力隊1名を募集するものです。隊員の人件費と備品、研修会参加費用等の活動経費を計上しています。補正額は、270万円。全額一般財源ですが、別途特別交付税で措置されます。

次に、令和4年度障害者自立支援給付費道費負担金返還、令和4年度子どものための教育保育給付交付金返還国費と道費を合せて説明致します。

いずれも関連法に基づく負担金補助金の額の確定に伴い、既に交付決定を受けた金額との差額分を返還するものです。補正額は、ご覧のとおりです。

次に、滋賀県東近江市との地域連携協定締結です。資料9です。

同市との災害時相互応援協定の締結に向けて協議を重ねて参りましたところ、災害対策に止まらず、双方の資源を生かした地域包括連携へ格上げし、互いの地域振興を図っていくことを確認しました。

今後11月下旬を予定に、町長と議長が同市を訪問し調印式に出席するための旅費及び記念品代を計上しています。補正額は、37万4千円。

次に、森林環境税に係る総合行政システム改修委託業務です。

令和6年度より課税され、個人住民税と併せて賦課徴収される森林環境税に係るシステム改修です。補正額は、68万2千円です。

次に、権利擁護事業費です。

本年7月14日付けで、本事業に係る補助金の交付決定を受けたことに伴う財源更正となります。道支出金をゼロ円から100万円に、一般財源を100万円からゼロ円に改めるものです。

次に、水堀学童保育所運営支援放課後児童支援員配置です。

父母会が設置運営している水堀学童保育所については、子どもの適切な監護体制に必要な人員確保に課題があり、この間、町は運営費補助や保育士を派遣するなどの支援にあたってきましたが、町立化への円滑な移行に向けて、放課後児童支援員2名を新たに配置するものです。補正額は、154万5千円です。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保、令和5年度秋接種です。資料10です。

新型コロナウイルスの重症化予防及びまん延防止対策として、本年5月より実施した令和5年度春接種に引き続き、9月20日より秋接種として実施するものです。

対象者は、初回接種1、2回目を完了した5歳以上の方、延べ6千人。接種回数は1回。接種体制及び予約方法については、従来どおりです。補正額は、3,075万9千円、全額国庫補助金、あるいは負担金で措置されます。

次に、森林整備地域活動支援事業です。資料11です。

本事業は林野庁所管事業として、小規模、分散している森林を集約化して、効率的な林業生産活動につなげていくため、施業の前提となる森林調査簿や登記簿などからの情報収集、境界の測量、施業予定地の樹種樹高の調査等について、町と協定を締結する森林所有者等に対して、交付金を支給するものです。補正額は、630万円。林野庁交付金が北海道の会計を経由して町へ交付されます。

次に、豊かな前浜づくりプロジェクトです。資料12です。

昨年度から実施しているトラウトサーモン養殖事業2年目の取組みに対する協議会への補助金で、種苗費やえさ代をはじめ、養殖に必要な経費として、種苗を海水に慣れさせ

るための作業費、漁獲時に一時的に魚を鎮静化させる装置の整備費等を支援します。補正額は、1,600万円。その他特定財源212万2千円は、信金中金の企業版ふるさと納税SCBふるさと応援団を基金から取り崩して充当します。

次に、かもめ島中央遊歩道保全対策調査法面崩落防止です。資料13です。

多くの観光客が周遊するかもめ島の中央部階段へ接する南西側法面について、既設の土留めが老朽化していることから、今後の北の江の島拠点施設の供用開始も見据え、来訪者の安全性に万全を期すため、来年度施工を予定している法面崩落防止工事のための地質調査を実施するものです。補正額は、1,213万3千円。全額一般財源ですが、今後、檜山振興局の地域づくり総合交付金が採択される見込みです。

次に、町道除雪対策事業です。

今年の冬の歩行者及び自動車の安全確保のため、除雪作業員の人件費、融雪剤、防雪柵等の資機材及び北部地域の除雪委託費等を計上するものです。補正額は、5,204万円。

次に、町道新地4号通り他道路補修整備工事です。資料14です。

コミュニティプラザえさしに隣接する町道2路線について、供用開始後の施設へのアクセス環境を整えるため、既設道路の路盤、舗装、排水を改修します。補正額は、550万円です。

次に、普通河川五勝手川転落防護柵布設替工事です。

本事業は、経年劣化による性能低下が著しい転落防護柵の更新費用として、当初予算で990万千円措置されているものですが、今般の物価高騰に伴い、製品単価が急激に値上がりしていることから、所要の金額を増額するものです。補正額は、440万円。補正後の全体事業費は1,430万円となります。

次に、江差港シャトルバス運行支援事業です。資料15です。

老朽化対策のため、現在、国直轄港湾整備を行っているフェリー岸壁について、工事が行われる10月から3月までの半年間は、フェリーが停泊できず新北埠頭を代替の発着場とすることから、港湾センターとフェリーを往復するシャトルバスの運行経費を支援します。補助率は3分の1以内、実施主体をハートランドフェリー株式会社とする補助事業です。補正額は、200万円です。

次に、江差港漁船等上架施設ワイヤー整備購入事業です。資料16です。

北埠頭上架施設の上架台を牽引するワイヤーについては、3、4年サイクルで更新が必要となるもので、納品までに一定期間を要することから、繁忙期となる今年度末から来春に間に合わせ、調達するものです。補正額は、194万9千円です。

次に、中歌町団地外壁屋根ほか改修工事追加工事です。資料17です。

本事業は、公営住宅長寿命化対策として当初予算で措置し、現在、改修工事を進めていますが、断熱効果と静粛性の更なる向上を図るため、台所と風呂の窓についても、内窓付きの樹脂性サッシに改修します。補正額は、195万5千円。今後、社会資本整備総合交付金の増額充当を予定しています。

次に、全国瞬時警報システムJアラート情報自動起動配信システム整備事業です。資料18です。

町は、平成25年に同自動起動配信装置を整備し、携帯電話等に緊急速報メールを配信するシステムを構築しましたが、同装置が本年末で耐用年数超過を迎えることから、これを機会に設備の充実を図ります。

具体的には、庁舎設置のJアラート受信機で受信した緊急情報等を、従来の緊急速報メールに加え、町公式LINE及びYahoo!防災速報アプリ、登録制メールに一斉配信する仕組みへ再整備するとともに、町独自の情報も配信する機能を併せて装備します。補正額は、125万4千円。地方債90万円は、緊急防災減災事業債です。議案書11ページに第3表地方債の追加補正も記載してございますので、合せてご確認下さい。

次に、小学校教育支援特別支援教育支援員配置です。

特別な支援が必要な児童の学習指導上のサポートを行うため、町立南が丘小学校へ特別支援教育支援員1名を追加配置するものです。会計年度任用職員に係る給料、諸手当及び共済費を計上しています。補正額は、155万4千円です。

最後に、江差町スポーツ団体活動助成事業です。

本年7月に合同会社ユーラス江差風力様から、江差町のスポーツ振興のためにといただいた指定寄附金に係る事業です。

町内のスポーツ少年団10団体と16のスポーツ団体が、備品等整備に活用することができるよう少年団本部及びスポーツ協会に助成金を交付するものです。補正額は、160万円。その他特定財源は、同寄附金の全額です。

以上、27事業の補正額の合計は、2億2,213万9千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

これで補足説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

#### (議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

飯田議員。

#### 「飯田議員」

はい。説明を頂きました。資料に基づいて質問をします。資料3の北の江の島拠点構想の民間活力導入調査委託でありますけれども、当然、業者等委託内容を契約書を交わす訳でありますけれども、どこまでの範囲までが含まれるか。業者の選定までをこの契約書の委託契約書の中に入るのか。その辺のところをお知らせ下さい。意味わかりますか。

#### (議長)

まちづくり推進課長。

#### 「まちづくり推進課長」

一応、確認のため、今の飯田議員のご質問反復させて頂きます。

業者、今回委託する事業が運営の対象の企業まで、委託、選定するところまでいくのかというご質問で宜しかったですでしょうか。

**「飯田議員」**

調査はわかるんですけども、その施行する業者の選定までをその委託契約書の中に入ってますかと。

**「まちづくり推進課長」**

はい。

えーと、答弁とすれば、そこまでをまずやる訳ではございません。そういった江差として、まず、導入するという方向に関してどういう可能性があるかということの調査、プラス当初から予算付けて頂いてます基本設計、これを併せて、そういう業者の聞き取りは運営できるような業者などからの聞き取りをした上で、基本設計を組みながら、企業の募集に向けた雛形というところまで、事業ということで、業務ということでご理解頂きたいと思います。

**(議長)**

飯田議員。

**「飯田議員」**

このDBO方式のイメージでいくと、基本設計を含めるということになると、その段階でこの業者さんが運営する業者決まるという考えで宜しいんですか、じゃあ。

あくまでも、基本設計までと。

**(議長)**

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

えーと、飯田議員の先程の質問、後段の方ということでご理解下さい。あくまでも調査ということで、業者の選定には入りません。

以上です。

**(議長)**

その他、質疑希望ありますでしょうか。

室井議員。

**「室井議員」**

2点だけちょっと聞きたいと思います。

まず、財政課長、宜しいですか。今回のあの、予算構成表見てですね、2億2,200万の補正額に対して、一般財源が1億6,100万ですよね。これ、あの今、先程ちらっと説明あったんですが、これ、1億6,100万のうちですね、社会資本整備交付金とか、特別交付金、入ってきますよね。これ、まるまる1億6,100万が町も持ち出しってことにならないですよね。そういうふうに解釈して宜しいですか。

それで、もう1ついい。それと地域協力隊員、これ、コミュニティプラザの地域協力隊員ですね、これ1人ですけど、270万、随分安いんですね、これで大丈夫なんですか。

この2点について、ちょっと聞きたいと思います。

**(議長)**

財政課長。

**「財政課長」**

あの、室井議員からの最初の質問で、今回、第7号補正予算で計上、提案をさして頂いている一般財源総額1億6,100万が全て、社会資本整備総合交付金だとか、その他の特定財源が入った上でも、この金額が支出されていくのかという観点のご質問だったかというふうに思いますけども、宜しいですね。

はい。今回予算を組むという時点に当たっては、これが全て一般財源というふうになるんですけれども、このあと、事業を進めていくに当たっては、各事業が色々と精査されていくということで、決算額によってはですね、配置された予算額を割り込むということも、想定されてきますので、そういう意味では、この1億6,100万については、決算時点においては、割り込むことも十分想定になるのかなというふうに考えてございますけども、今予算時点では、この金額がイコール一般財源という抑えとして頂ければというふうに思っております。

以上です。

**(議長)**

まちづくり推進課長。

**「まちづくり推進課長」**

室井議員から地域協力隊員の配置に関して、金額、こういう金額なのかというご質問を受けました。こう考えて頂きたいと思います。今、ここで補正をさせて頂いて、最大限半年分の予算を今回、組まさせて頂こうと思っております。で、この議会で、補正予算承認頂いたのちに募集をかけて、そこから採用された部分での支払いになるということで、ご理解頂きたいと思います。

以上です。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

まず、地域協力隊員、半年分のということですね。ちょっと書いてなかったもんだから、半年分って。ね、だから随分少ないなど。なぜかと言うと、みらい機構に件もあるんですよ。向こうは随分金掛かっているなあと思ってるのに、こっちは随分少ないなど、けっしていいのかなど、こう思って心配したもんで、ちょっと私が今言ったんです。要は6か月分の経費を上げたということで、宜しいですね。

はい。わかりました。

それともう1つ、財政課長、わかりますよ。国庫補助金も道の出資金も入って、要は1億6,100万が一般財源ね、要するに財調1億円取り崩した他に、6,000万何百万、町の色んなね、予算見てるお金を使ってこの事業をやるんですよ。こういうことですね。

宜しいですか。はい。

(議長)

副町長。

「室井議員」

はい。いいですよ。はい。

「副町長」

室井議員、今質問頂いたんですが、何点かちょっと、この6表の表をちょっと見て頂きたいんですが、各議員さん。

全部を説明しませんが、例えば、上から3つ目の地域公共交通活性化云々協議会。2,900万一般財源入ってますけども、これまた、国の補助、それから、下のマースの事業も国の補助申請をしてそれなりに3分の1とか、3分の2入ってくる。これ、まだ確定、もう既に内示を受けてものもありますけども、それらもひっくるめているというのが1つ。

それから、地域おこし協力隊員も270万入ってますが、これも特別交付税であとで措置される。それから、下から2番目のかもめ島中央、崖の斜めも、あの斜めになっているところも、これからですけども、地域づくり総合交付金で上限ありますけども、2分の1近い補助申請をこれからする。

ですから、色々そういったところで一般財源の精査が行われると。あの一部でございますが、そういった形でご説明をさせていただきます。

以上です。はい。

「室井議員」

いいですか。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

あの、よくわかったよ。財政課長、そういうことなんだ。ね、これから色々なこと申請してって、1億6,100万が全部ね、全部ぜんぶでなくて、町のね、そういう交付金を町ん入るようなこれから検討してやっていくと、こういうことですね、副町長。宜しですね。だから、一般財源全て1億6,100万が町の全部お金持ち出しっぱなしじゃないんだよっていうことを、そこをちゃんと力強く言って下さい。

いいですね、そういうふう理解して。

終わります。

(議長)

その他、質疑希望ありますでしょうか。

(「ありませんの声」)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第3号、令和5年度江差町一般会計補正予算(第7号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。



よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

4時まで、休憩致します。

休憩 15 : 52

再開 16 : 00

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第18、議案第4号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、令和4年度介護給付費負担金等精算に伴う返還金の補正をお願いするものでございまして、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ、4,410万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億4,212万円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と併せまして歳入歳出それぞれ、12億3,686万8千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

それでは、議案第4号について、ご説明させていただきます。議案書31ページの補正予算構成表でご説明致します。

事業名令和4年度介護給付費負担金等精算事務でございます。介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は、毎年度終了後に精算事務が行われるもので、令和4年度の公費負担額を精算した結果、受領済み額を精算額が下回ったために生じた返還金の補正をお願いするものでございます。

議案書39ページをご覧ください。記載にありますとおり、返還金4,410万8千円の  
内訳につきましては、国に対する返還金として、介護給付費国庫負担金分3,745万5  
千円、地域支援事業費国庫補助金分178万9千円、道に対する返還額、返還金として、  
介護給付費道費負担分315万円、地域支援事業費道費補助金分102万7千円、社会  
保険診療報酬支払基金として介護給付費分17万3千円、地域支援事業費分51万4千  
円となっており、補正額の財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。

ご審議の程、宜しくお願い致します。

**(議長)**

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありますか。

(「なしの声」)

**(議長)**

他に、質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

**(議長)**

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませ  
んか。

(「なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、直ちに採決致します。

**(議長)**

議案第4号、令和5年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に  
賛成の方の挙手を求めます。

**(議長)**

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

**(議長)**

日程第19、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題と  
致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」（提案説明）

議案第5号、北海道市町村職員退職手当組規約の変更についてでございます。

新たな団体の加入に伴い、加入する組合の規約変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますようお願い申し上げます。

（議長）

総務課長。

「総務課長」（補足説明）

定例会資料19の規約新旧対照表をご覧ください。

当町が加入する北海道市町村職員退職手当組合に新たに後志広域連合が加入することに伴い、当組規約別表（2）、一部事務組合及び広域連合の表を変更する必要が生じたため加入する地方公共団体として、協議をする上で議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんでしょうか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

（議長）

お諮り致します。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、同意第1号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

同意第1号、教育委員会委員の任命についてでございます。

任期満了に伴う教育委員会委員に、檜山郡江差町字橋本町43番地、高岡広明氏、昭和34年8月19日生まれ、64歳を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮り致します。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

同意第1号、教育委員会委員の任命について、原案のとおり、江差町字橋本町43番地、高岡広明氏、昭和34年8月19日生まれ、64歳を教育委員会委員として、任命することに賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第21、同意第2号、定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

「町長」(提案説明)

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、檜山郡江差町字中歌町25番地4、横野晃一氏、昭和31年3月11日生まれ、67歳を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

(議長)

お諮りします。

本案については、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり、江差町字中歌町25番地4、横野晃一氏、昭和31年3月11日生まれ、67歳を固定資産評価審査委員会委員として、選任することに、賛成の方の起立を求めます

(議長)

起立全員であります。

よって、同意第2号については、原案のとおり同意することに決定致しました。

(議長)

日程第22、発議第1号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林林業木材産業施策の充実強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

(議長)

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第23、発議第2号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第2号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第24、発議第3号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

本案については、お手元に配布のとおりですので、説明討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決します。

(議長)

発議第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって、発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第25、発議第4号、地域公共交通に関する事務調査についてを議題と致します。

(議長)

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第4号については、会議規則第39条の規定により、所轄(正：所管)の総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査(正：調査)とすることに、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

本案については、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査（正：調査）とすることに決定致しました。

**（議長）**

日程第26、発議第5号、親子で楽しめる健康的な空間づくりに関する事務調査についてを議題と致します。

**（議長）**

お諮りします。

ただ今、議題となりました発議第5号については、会議規則第39条の規定により、所轄（正：所管）の社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続調査とすることに、したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

**（議長）**

異議なしと認めます。

本案については、社会文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査（正：調査）とすることに決定致しました。

**（議長）**

以上で、本定例会に付議された案件については、全て議了致しました。

**（議長）**

これで、会議を閉じます。

令和5年第3回江差町議会定例会を閉会致します。

皆さん、大変、お疲れ様でした。

ご協力、ありがとうございました。

閉会 16：12